

官報

号外 昭和三十一年三月二十二日

○第二十四回 衆議院 會議録 第二十五号

昭和三十一年三月二十二日(木曜日)

議事日程 第二十三号

昭和三十一年三月二十二日

午後一時開議

第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 賠償等特別債務処理特別会計法案(内閣提出)

第三 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案(小坂善太郎君外六名提出)

第六 学校給食法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件

第八 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 昭和二十八年年度特別会計歳入歳出決算

昭和二十八年年度政府関係機関決算報告書

●本日の会議に付した案件

重光外務大臣の日ソ交渉の経過についての報告及びこれに対する質疑

馬場建設大臣の能代市大火の被害の状況とこれに対する復興対策についての報告及びこれに対する質疑

日程第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 賠償等特別債務処理特別会計法案(内閣提出)

日程第三 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案(小坂善太郎君外六名提出)

日程第六 学校給食法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件

日程第八 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 昭和二十八年年度特別会計歳入歳出決算

昭和二十八年年度政府関係機関決算報告書

重光外務大臣不信任決議案(淺沼稻次郎君外五名提出)

昭和二十八年年度一般会計歳入歳出決算

昭和二十八年年度特別会計歳入歳出決算

昭和二十八年年度政府関係機関決算報告書

重光外務大臣不信任決議案(淺沼稻次郎君外五名提出)

日程第九

計歳入歳出決算

昭和二十八年年度政府関係機関決算報告書

重光外務大臣不信任決議案(淺沼稻次郎君外五名提出)

午後四時十九分開議

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

日ソ交渉の経過についての重光外務大臣の報告

○議長(益谷秀次君) 外務大臣から日ソ交渉の経過について発言の通告があります。これを許します。外務大臣重光葵君。

〔外務大臣重光葵君登壇〕

○外務大臣(重光葵君) 日ソ交渉の経過について、その後の情勢を御報告申し上げます。

ロンドンにおける日ソ交渉は、昨年六月以来正式に会議を重ねること二十三日に及び、その間、二回にわたり、ソ連全権が不在となつたために、交渉は中断されましたけれども、国交を回復するといふことについては互いに熱意を示し、また、その方法として、平和条約を締結し、日ソの關係の正常化をはかるという点に對しても、双方の意見は完全に一致し、自來そのため右平和条約の内容について交渉が進められてきましたことは、すでに申し上げば申し述べた通りでございます。

交渉の結果、平和条約の内容は、本月二十日まで、約九カ項目について大体意見の一致を見るに至つたのでございます。その九カ項目と申しますのは、これを交渉の順序によつて申し上げます。一が条約の前文でございます。二が戦争終結条項でございます。三は国連憲章の尊重のことでございます。四は戦前条約の処理問題を扱つております。五は賠償請求権の放棄をすることに規定がございます。六は批准条項となっております。七が漁業問題

に關して一般的規定をいたしております。八が紛争処理条項でございます。九が内政不干渉に關するものでございます。最も重要な領土問題に關しましては、双方の主張が完全に對立して、遺憾ながら、今日まで妥結を見るに至らないのでございます。

わが方の主張は、さきに申し上げました通りに、わが本土たる北海道に近接する島々、すなわち、色丹島及び齒舞諸島はもろろん、わが本土に近接して日本民族のみの居住する南千島、すなわち、国後、択捉の両島等、歴史上いまだかつて日本領土たらしめしことのない島々の返還を要求し、その他のサハリンシエスエ条約において日本が放棄した地域、すなわち南樺太及び千島列島の歸属は、同条約の關係もあるもので、國際的交渉で決定することにゆだねんとするものであります。しかるに、ソ連全権は、これに對して、領土問題はすでに過去において決定済みの問題である、ソ連はそれによつて今日これらの地域を占領している次第であるのであるが、齒舞、色丹はこれを日本に譲渡する用意がある、その他の領土の返還には応ずることはできない、また、日本海に通ずる各海峡は、ソ連を初め日本海に面する各国の軍艦のためにのみ開放せらるべきものであると云つて、將來のわが主權に關する要求をもなしている次第であります。ために、日本側の領土問題に關する主張とは相いれず、ここに双方の主張は對立することに相なりました。よつて、わが全權は、帰朝の上、みずから交渉の経過を報告し、政府と打ち合せを行いたいというのでありますから、政府はこれを許した次第でございます。交渉

昭和三十一年三月二十二日 衆議院會議録第二十五号 日ソ交渉の経過についての重光外務大臣の報告に対する田中君の質疑

自体は、ロンドンにおいて発表せられ、また、通りに、双方の合意する時期に将来再び開かれることに相なつておるのでございます。従いまして、政府といたしましては、もとより、すみやかに交渉再開の情勢とならんことを希望するものであります。

なお、抑留同胞の問題につきましては、交渉の当初より、繰り返し、わが方は人道上の問題として早期送還を主張して参りました。すなわち、わが方の立場は、この問題は国交交渉とは別個に解決すべきものであるというのにありまして、わが方は、一方、早期送還を主張すると同時に、他方、現実の問題として抑留同胞の待遇改善を要請し続けて参りました。特に、戦争終結後十年も勞役に従事した同胞の体力の消耗を指摘して、病人、老人等は特別にまず送還されるよう要請を続けてきておる次第でございます。ソ連は、戦争終結の際の約束があつたにもかかわらず、平和条約の締結を抑留者送還の人道問題処理の前提としておるのにはまことに遺憾でございます。わが全權は、ロンドンにおける最後の会談におきまして、抑留者の送還及びその待遇改善について、政府の意向を体して強く要請をいたした次第でございます。

以上。

日ソ交渉の経過についての重光外務大臣の報告に対する質疑
○議長(倉谷秀次君) ただいまの報告に対して質疑の通告があります。これを許します。田中君の進言。

〔田中君の進言〕

○田中君の進言 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま重光外務大臣より報告のありました日ソ交渉の無期限休会につきまして、特に總理大臣並びに担当の重光外務大臣に、三、四、最も緊急な問題についてたださんとするものでございます。(拍手)

ただいまの重光外務大臣の御報告は、去る二十日の日ソ交渉が自然休会に入つたことは、これは必ずしも交渉の絶望的な段階に到達したことを意味するものではない。このことは、われわれもその通り受け取りたいのであります。しかしながら、日ソ交渉が始まりましてからすでに九月、この間二十三回の交渉が持たれ、ただいま重光外務大臣が申されましたように、この九カ項目にわたりますのは双方の間の意見の一致を見ておるのでございまして、ところが、特に外務大臣が強調いたした領土問題並びに日本海の航行制限の問題、これに関する問題で彼の意見が一致しないために、いつ交渉が再開せられるかわからない、こういう段階に立ち至つたことは、これはきわめて遺憾なことでありまして、わがまず總理大臣にお伺いをいたしたいのは、この段階に立ち至りまして、従来のロンドン交渉の交渉方針というのについて根本的に検討を加えて、わが方が日ソ国交調整をできるだけ早く妥結するように最終的な態度決定を迫られたものだと、かように解するのであります。この点に対する總理大臣の所見をまず伺いたいのであります。(拍手)

昨年二月の総選挙におきまして、国民が鳩山氏を総裁とする民主党に對して百八十余の比較第一党を与えたのも、なお終戦後ソ連に抑留せられておるわが同胞の帰還の早いことを望むとともに、日本の真の独立と平和を願う国民が、ソ連並びに中共との国交調整を鳩山内閣の手によつてなし遂げてくれるであらうという期待からであつたと思ふのであります。(拍手)しかるに、昨年十一月十五日に自由民主党が結成せられるに當りまして、日ソ国交の早期妥結ということにきわめて慎重な態度をとる旧自由党の諸君の意向に引きずられて、早期妥結への方針が、いよいよ保守合同ででき上つた自民党の緊急政策に基いて、すでにそれ以前から開始せられた交渉におけるわが方の交渉態度が変つたために、今日のような停滯を來したものと私は考えるのであります。(拍手)この点につきまして、特に、鳩山總理は、昨年七月二十六日の参議院の外務委員会において、わが党の羽生三七君の質問に對して、日ソ国交調整に關する私の考え方は、私の多年の信念でありますから、保守合同によつても断じてこれに制約されることはありません、と、あなたは声涙ともに下る答弁をなされておるのであります。ところが、それが今日大きくデッド・ロックに乗り上げたといふことについては、これはきわめて重大な問題だと私は考えるのであります。この点に對しましては、同じ羽生三七君が、去る二月二十九日の予算委員会におきまして、もしも日ソ交渉がうまくいかなかつた場合には、あなたはいかなる政治的責任をとるかといふ質問をしたのに對しまして、い

さきよく、そのときには、りっぱに政治的責任をとると答弁をせられておるのであります。(拍手)今日の段階において、あなたは一体いかなる政治的責任をとられるか、この際明確にお答えを願ひたいのであります。(拍手)

日ソ交渉の早期妥結と、戦後十年間今なおソ連の各地に抑留せられておるわれわれの同胞の帰還促進、並びに、われわれもまたヤルタ協定を認めないという立場において、旧日本領土が完全にながに返還せられるべきであるといふこと、これは全國民的要望であります。われわれもまたその通り考えるものでございまして。(拍手)しかしながら、この日ソ交渉の早期妥結といふことは、一見矛盾するところの二つの國民的請求なのでございまして。そこで、旧日本領土を完全に奪回するためには、暫定条約において日本に返らない領土については、条約締結後に引いて引き続き交渉を続けることを条約の中に明記することによつて、この二つの要求を同時に解決することが困難な場合には、時間的なズレをこちらから設けても、双方の完全解決をはかるべきではないかと思ふのでございまして、この点については、鳩山總理はどういうお考えをお持ちおるか。漫然と、従来の交渉方針に従つて、交渉がいつ再開されるかわからないままに放置すべきではないと考えます。それで、わが党が去る二月十日の中央執行委員会の決定をもつて発表いたしましたように、大上の見地から、やむを得ずこの際妥結いたしました部分について、すなわち、戦争状態の終結、外交関係の回復、抑留邦人の帰還、齒

舞、色丹の返還、日本の国連加盟への支持を実施し、自余の領土問題を含む諸懸案の解決は、暫定条約締結後引き続き行われるべき平和条約の交渉にこれを付して実現をはかるべきであると、われわれは考えるのであります。(拍手)

(拍手)この点について總理はどうお考えになっておりますか。今回の交渉が無期限の休会に入つたということに對して、特に、留守家族の代表者は、難問題はあと回しにしてでも、引揚者の帰還を早くしてもらいたいという切々たる要望を投げつけておることは、この際總理として特別にお考えを願ひたいと思いますが、(拍手)果して總理はいかなるお考えをお持ちおるか、明確にしたいだきたいと思ふのであります。

同時に、われわれは、日ソ交渉の進行過程におきまして、ボツダム宣言、その他、このボツダム宣言がないにいたしまして、人道的な立場から、わが同胞が、十年の長きにわたつて、かの地に抑留されておるものを、領土問題その他の問題とからみ合せてきたソ連の態度については、皆さんからやかましく言われるまでもなく、全國民がひとしく遺憾としておるところであると思ふのでございまして。(拍手)しかしながら、領土の問題につきましては、先ほど重光外務大臣も述べられましたように、特にわれわれが旧日本領の完全返還を求めるに當りまして、南樺太、千島は、サンフランシスコ平和条約によつて、わが方が領土権を放棄したという事実があるのであります。その意味におきまして、この限りにおいては、日ソ交渉と並行いたしまして、サンフランシスコ平和条約の少くとも

この部分に対する条約改正というものも、私は当然伴わなければならないと考えているのでありますが、特に、この点については、重光外務大臣は、先ほど報告せられたところと関連をいたしまして、この国際的な会議にゆだねる部分については具体的などういふ手を打たれようとしておるか、この際明確にお答えを願いたいと思うのであります。(拍手)

その意味におきまして、この際、この自然休会は無期限であるだけに、国民はきわめて不安を持っておるのであります。おそらく、この交渉に対する一つの外交的な攻勢として、仮定のことであるかと思うのであります。北洋における漁区制限等についてはモスクワ放送が行われておる状況であります。しかしながら、この関係の漁業者団体等におかれましては、日ソ交渉とのきわめてデリケートな関係を考慮いたしまして、政府が、この点について、モスクワよりのソ連側の的確なる申し入れを一日も早くキャッチされまして、日ソ交渉とのかね合ひにおいてこれを解決することを要望いたしておるのであります。

その意味におきまして、こうした、やがて一、二ヵ月後には出漁を開始しなければならぬ北洋漁業問題について、これからの日ソ交渉の成り行きが重大な関係を持つて参りますので、この際、政府は、従来の行きがかりを捨てて、新しい事態の上に立つて日ソ交渉を締結するために、いかなる手を打とうとするか。もしこの点で自信ある政策を遂行することができないならば、気の毒であります。鳩山総理並びに重光外務大臣は、いささよく、

自分たちの手で日ソ交渉を締結することはできないかというのを国民の前に明らかにいたしまして、その政治的責任をとられんことを要求いたしまして、私の質問を終わるのであります。(拍手)

【国務大臣鳩山一郎君登壇】

○国務大臣(鳩山一郎君) 日ソ交渉の次の会談は、情勢に従いまして、双方の合意によって開かれることになっております。このたびは日ソ交渉は決裂した次第ではないのであります。決裂したことを前提としての諸質問に対しては、私は答える必要はないと考えます。(拍手)

【国務大臣重光葵君登壇】
○国務大臣(重光葵君) 御質問にお答えいたします。(拍手)
将来再び交渉が始まる場合には、双方の合意によってこれをやります。わが方もむろん国交は回復したいのであります。わが方の一方的な努力はいたしません。わが方が、ソ連の方も十分に努力をいたして、国交回復の実現に力を尽したいたなければならぬと私は思っています。

それから、国際交渉というのはどういふことを考へておるか。これはサンフランシスコ条約に調印した国々のことを考へておられます。しかし、ソ連は、調印はしていませんけれども、重要な利害関係者でありますから、ともに交渉の地位にあるわけであり、漁業問題について、いろいろな情報があります。この漁業問題については、今日まで、ロンドンにおいて、ソ連側の事情をも確かめて、そうして、わが方の意向も十分向うに伝えております。

す。そういうことによつて漁業問題を進めていきたい、こう考へております。(拍手)
「総理大臣の答弁は答弁になつていない」「再質問々々」と呼び、その他発言する者多し
○議長(益谷秀次君) そのまましばらくお待ち願います。
「発言する者多し」
○議長(益谷秀次君) そのまましばらくお待ち願います。
「総理大臣もう一回、不誠意きわまるよ」と呼び、その他発言する者多し
○議長(益谷秀次君) 田中君より再質問の申し出がありますが、きわめて簡単にお願いいたします。田中織之進君。(拍手)

○田中織之進君 私は、今回の日ソ交渉の自然休会が無期限でありますので、その意味で、交渉の前途に対する国民の不安というものが非常に大きいから伺つておるのであります。総理は、交渉が決裂したその場合に、あなたは責任をどうするかという私の質問をはき違えてとられておるのであります。私も今回の自然休会をもつて交渉が決裂したものだとは申しとおらないのであります。(拍手)しかし、従来の通り、領土——たとえば、特に領土問題であります。従来、わが方の主張を続けていく限りにおいては、交渉再開の見通しがつかないから、この際、新しい事態の上に立つて、当然、重光外務大臣が報告せられたように、松本全権が日本へ帰つて参られまして、いろいろな報告を受けられて、あなた方は方針を協議せられるのである

うと思ひますけれども、特に、鳩山総理は、閣内においても、早期妥結、場合によれば、戦争終結宣言によつて、いわゆるわれわれの主張する暫定取りきめという方向においてもこの条約を妥結したいというお考えを持つておられるのでありますから、その新しい交渉再開に備へる意味において、暫定条約の締結等の新しい方針をこの際お考えになる意思はないかということ、特に、もう一つ、自民党の統一によりまして、この日ソ交渉の政策の変更というものが、大いにこの交渉の停滞したこの原因である。これを、総理の立場において、党内、閣内の意見を調整せられて、すみやかに交渉を再開し、妥結する方向へ持つていくためにどういふ方針を持つていられるかということ、私は伺ひたいのであります。(拍手)

【国務大臣鳩山一郎君登壇】
○国務大臣(鳩山一郎君) 日ソの交渉については、従来通りの方針でもって政府は進むつもりであります。その以外に、暫定的にきめる工夫を考へているかという御質問がございましたが、そういう点については考へておりません。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 先ほどの田中君の発言中、もし不穩当の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることといたします。

これにて外務大臣の報告に対する質問は終了いたしました。

○議長(益谷秀次君) 次に、建設大臣から、能代市大火の被害の状況とこれに対する復興対策について発言の通告があります。これを許します。建設大臣馬場元治君。

【国務大臣馬場元治君登壇】

○国務大臣(馬場元治君) 秋田県能代市大火の状況及びこれに対する復興対策について申し述べたいと存じます。

三月二十日、能代市に発生いたしました火災は、折柄の強風にあおられまして、多くの罹災者を生じましたが、現地から報告されました情報によりまして、焼失家屋千三百二十戸、罹災世帯千三百九十九世帯、罹災人員五千九百九十八人、罹災地域の面積約十八万坪となつております。

まず応急対策について申し上げますと、秋田県におきましては、直ちに災害救助法を發動し、関係係官を現地に急派いたしまして、罹災者の避難、被服、寝具及び生活必需品物資の給付等、救助に万全を期しております。厚生省におきましては、二十一日係官を現地に派遣し、救助事務に關し支障のないよう指導を行わせております。なお、応急措置として、毛布三千点を現地に急送いたしました。また、救助費に對する補助金の交付等につきましても、現地からの報告を待つて処理するよう準備を進めております。一方、日本赤十字社におきましても、今回の火災におきまして、秋田県支部より救護班を現地に派遣せしめて救援に當らせるとともに、義援物資としてメリヤス・シャツ上一組のもの二千組、中古衣料二千点、バター・オイル千八カン、ドライ・ミルク千八カンを送附いたしております。

能代市大火の被害の状況とこれに対する復興対策についての馬場國務大臣の報告

昭和三十一年三月二十二日 衆議院會議録第二十五号

能代市大火の被害の状況とこれに対する復興対策についての馬場國務大臣の報告に對する須磨君の質疑
能代市大火の被害の状況とこれに対する復興対策についての馬場國務大臣の報告に對する石山君の質疑

能代市 三三四

次に建設省関係の復興対策について申し上げますと、建設省におきましては、直ちに関係係官を現地に派遣いたしました。復興対策について調査及び指導を行わせておりますが、まず、住宅につきましましては、被災戸数の約三割に相当する災害公営住宅を建設するため、三分の二の補助率で国庫補助を行う計画であり、また、住宅金融公庫による融資につきましても、被災戸数の約三割について、その建設資金を融資する予定であります。

次に、都市防火上必要な防火建築帯につきましましては、焼失区域内の調査を待つて早急に造成計画を立て、所要の国庫補助をいたしたいと存じます。なお、被災地域の土地区画整理事業につきましましては、調査の上、焼失地域を中心としたしまして、これを実施することとし、これに要する費用につきましまして、その二分の一の国庫補助をいたしたいと存じます。

最後に、運輸省関係といたしましては、日本国有鉄道におきまして、貨物輸送の運賃について特別扱いの措置を講じ、罹災者用救恤品につきましましては、三月二十一日から四月二十日までその運賃を無料とし、罹災者用の生活物資及び応急建築材料については、三月二十一日から六月二十日までその運賃を五割引いたしてあります。

以上、今次の能代市大火に對する復興対策の概要を申し上げますが、政府といたしましては、これら対策の実施に万全を期しまして、罹災者各位の生活の再建と能代市の復興の一日もすみやかならんことを念願してやまない次第であります。(拍手)

能代市大火の被害の状況とこれに對する復興対策についての馬場國務大臣の報告に對する須磨君の質疑
○議長(谷谷秀次君) ただいまの報告に對して質疑の通告があります。順次これを許します。須磨彌吉郎君。

〔須磨彌吉郎君登壇〕
○須磨彌吉郎君 私は、ただいま御説明のございました能代市の大火災につきましまして、自由民主党を代表いたしまして御質問を申し上げますのでござい

今回の大火災は、ただいまの御報告にもありましたような大きな被害でございまして、その被害面が市街の三分の一に及び、また、組合病院を初めといたしまして、多くの医療機関並びに淳城学園等の教育機関、また護国神社、その他の目抜き場所を全部焼失いたしておりますもので、戦後まれに見る大火災であるわけでございます。

元来、この能代市の地帯は、米代川の河口に位いたしまして、強風がひんぱんに至りまして、元祿年間の大震災はもちろんでありますが、昭和に至りましても、十五年、十八年、次いで二十四年には二千二百余棟を焼失いたしまして、戦後の五大火災の一つとして私どもを驚かせましたことは、今なお記憶に新たなところでございます。

それからたつた七年目に再びこの災害にあつたのでございまして、この機会におきまして、われわれは防火施設について幾多の御注文を申し上げます。と同時に、罹災者について考えますと、能代市におきましては、一生涯の間、最も少いので二度は焼け出され、

多くは一生に五度も焼け出されておるといふような始末でございまして、これを考えますと、第一には、罹災者に對します災害救助法を発動いたしますとともに、応急の救助措置につきましましては、ただいまお話がございましたが、なお一そうすみやかに、かつ広範囲にわたつて準備を取り整えていただきたいものでございまして、また、今回の罹災者中には、保険金を受け取るような境遇にある人は実に少数なことになつておまして、きわめて零細なる中小企業者や、あるいは消費者から成つておるのでございまして、従来火災対策とは違つて、もっと綿密なる意味において、公営住宅の行き届いた供給でございまして、か、ただいまお話がございましたが、住宅金融公庫等のきわめて広範なる適用等によりまして、格別の措置を必要とするものと思はれるのでございまして。

かような意味から考えますと、能代市は、日本海におきまします要衝の港湾でありましますばかりでなく、木材製造の中心地であり、御承知のごとく、全国に需要者を有する木材の集散地といたしまして、きわめて重要な地点でございまして、加ふるに、最近の調査によりますれば、この地点を中心としたします海面一帯の地下資源に關しましては、特に石油資源埋蔵の可能性が多いということが伝えられております。するやききでもございまして、から、港湾としてののみならず、また鉱業、産業の万般の拠点といたしまして重要なものがあるわけでありましますから、国家的な考えに立ちまして、ここに私が特にお伺いをいたしたいことは、この能代市に對して、第一に、水道設備

の完備ということが実に重大なる要点であると思ふのであります。これと同時に、この一帯の地区に對しまして、ただいまお話がございましたが、いかなる具体的な御計画をもつて防火建築帯を御造成になりますか、これを伺いたいののでございまして。

以上をもつて私の質疑といたします。(拍手)
〔國務大臣馬場元治君登壇〕
○國務大臣(馬場元治君) 住宅対策に關しましては、先ほど御説明申し上げました通り、災害公営住宅を建設いたしまするに全力を尽しますると同時に、さらに、住宅金融公庫による融資によりまして、罹災者の住宅の建設を促進することにいたしております。

なお、災害の防除に關しましては、かねて、御承知の通りに、いわゆる防火建築帯の設定をいたすことによりまして、その防火建築帯内には、いわゆる耐火構造による建築のみを許可することにいたし、その耐火建築の建造につきましましては、国家において特別の補助をいたすことにいたしております。さきに新潟市の大火の際におきまして、これが実行をいたしたのでありますが、今回の能代市の場合におきましても、その防火建築帯の造成によりまして、将来の防火対策に遺憾なきを期して参りたい、かように考えておる次第でございまして。(拍手)

○議長(谷谷秀次君) 石山權作君。
〔石山權作君登壇〕
○石山權作君 私は、秋田県能代市の大火について、鳩山總理大臣及び自治庁長官その他閣僚大臣に、社会党を代表いたしまして質問いたします。

能代市は、秋田県の東北米代川の下流で、人口六万三千人の、おもに中小企業である製材業を中心とした都市で、きわめて庶民の多い町です。しかも、去る二十四年二月二十日に、二千二百三十八戸、全市の三分の一を焼失いたしました。市民はこの大災害を五カ年計画で克服すべく努力し、都市建設はやや完成したものの、その間の重税と、そのあとに残されたる起債返還は、なみなみならぬものがあつたのです。しかも、重ねて、今回の大火は、罹災者はもちろんなるも、六万市民はその災害にほろ然自失しているものと考えられるのであります。

三月二十日夜半から二十一日未明にかけて約七時間猛火は荒れ狂つて、冬の日本海特有の悪魔のごとき強風は、十五メートルの早さで、この貧しき都市と住民を襲つたのでございまして。罹災者七千三百三十四人、焼失戸数一千四百余世帯と伝えられ、建坪にしましては五万四千二百二十二坪、焼失面積十八万坪、負傷者十二人、その損害額は三十億円といわれております。強き風、降る雪、子を背に、あるいは手にして、夜の猛火に立つて逃げ惑ひ、また、あすの日の不安におののいている罹災者を思うと、まことに、私は、政治家として、その任務の重きに心責められるものがあります。(拍手)

鳩山首相は、政治に愛を説き、生活に道徳を、と云つておられます。新生活運動は、多分に、民衆にそれをあたふたと考へておられますが、あなたの政治はそれごとく行われ、その方向に進んでいるでしょうか。

能代市は、秋田県の東北米代川の下流で、人口六万三千人の、おもに中小企業である製材業を中心とした都市で、きわめて庶民の多い町です。しかも、去る二十四年二月二十日に、二千二百三十八戸、全市の三分の一を焼失いたしました。市民はこの大災害を五カ年計画で克服すべく努力し、都市建設はやや完成したものの、その間の重税と、そのあとに残されたる起債返還は、なみなみならぬものがあつたのです。しかも、重ねて、今回の大火は、罹災者はもちろんなるも、六万市民はその災害にほろ然自失しているものと考えられるのであります。

理を実行いたしたい。その際、道路擴張等については、特に今回の経験、かんがみまして十分に考慮をいたし、再びかくのごき災害を引き起すことのないようにはかりたいと考えております。

なお、先ほども申し上げましたが、いわゆる防火建築帯の造成によりまして、これまた耐火建築、その建設を国家において補助することによりまして、火災による災害をでき得るだけ防止することのできますように努力をいたして参る所存でございます。

（拍手）

〔國務大臣一萬田尚登君登壇〕

○國務大臣（一萬田尚登君） 能代市の大火は、まことに同情にたえません。つつしんで御同情を申し上げる次第がありますが、ただいまお尋ねの交付金、補助金につきましては、緊急な事態を考えまして、政府といたしましては、できるだけの措置を講じまして、遺憾なきを期したいと考えておる次第でございます。（拍手）

〔國務大臣大森唯男君登壇〕

○國務大臣（大森唯男君） たゞ重なる能代市の不幸につきましては、実に無念という気持ちでしたのでございます。応急対策といたしましては、総理大臣初め、今閣僚大臣からお話がございましたが、今後、私どもといたしましては、消防力の充実並びに社会公共心の育成等につきまして十分に注意を払って、再びかような不幸が来ないように、万全の措置をするつもりでございます。（拍手）

〔國務大臣小林英三君登壇〕

○國務大臣（小林英三君） 能代市の今回の大火につきましては、能代市民に對

しまして心から御同情申し上げておる次第でございますが、厚生省といったしましては、災害救助法によりまして、諸般の救助に万全を尽したいと存じておるのであります。(拍手)

〔国務大臣河野一郎君登壇〕
○国務大臣(河野一郎君) 能代市の皆さんに、つつしんでお見舞いを申し上げます。

なお、罹災者の木材の点につきましては、すでに現地の営林局と能代市の当局との間にいろいろお話し合いをいたしまして、五万数千石の国有林を切り出すことにいたしておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣清瀬一郎君登壇〕
○国務大臣(清瀬一郎君) まことにお気の毒なことを存じております。

教育施設につきましては、学校も、公民館も、図書館も、被害はございせん。ただ、幼稚園が一つ焼けてしまいました。しかしながら、先刻承る通り、一千三百余りの世帯が被害を受けたのでありますから、子供は多数罹災しておることと存じます。これらに対しては災害救助法の適用があらうと存じますから、教科書、教材の支給等については、さっそく手配をしたいと存じております。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて建設大臣の報告に対する質疑は終了いたしました。

日程第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 賠償等特殊債務処理特別会計法案(内閣提出)

日程第三 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、租税特別措置法の一部を改正する法律案、日程第二、賠償等特殊債務処理特別会計法案、日程第三、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、日程第四、国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長松原喜之次君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第三條の二第一項中「第五條第一項に規定する事業」を「日本經濟の健全な發展のため外國資本又は外國技術の導入を必要とする事業」に改め、同條第二項中「第五條第一項」を「同項」に改め、同條第三項中「第五條第一項」を「第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項に規定する事業の種類は、大蔵大臣がこれを定めて公表する。
第四條第一項中「住所を有しないものの昭和二十五年から昭和三十年までの各年における」を「住所を有しないもののうち次の各号に規定する者の昭和三十一年から昭和三十五年までの各年における当該各号に掲げ

る」に改め、「又は退職所得」を削り、「同法第九條第五号又は第六号」を「当該給与所得に係る同法第九條第五号」に改め、同項に次の四号を加える。

一 日本經濟の健全な發展に資するものとして大蔵大臣の指定する事業を営む法人その他の団体に勤務する者が当該法人その他の団体から支払を受ける給与所得

二 學術の研究、教育の普及その他公益を目的とする事業を行う法人その他の団体に勤務する者が当該法人その他の団体に勤務する者から支払を受ける給与所得

三 学校教育法第一條に規定する大学又は高等學校(同法第九十八條の從前の規定による大学、大学予科又は專門學校を含む)の教員がこれらの學校の教員として支払を受ける給与所得

四 牧師その他宗教の布教に従事する者がその所屬する宗教上の組織から支払を受ける給与所得

第四條第二項中「同法第九條第五号に規定する収入金額から同法の施行地における支払に因る給与所得の収入金額」を「同項各号に掲げる給与所得の収入金額から当該給与所得の同法の施行地における支払に因る収入金額に、前項の規定の適用については、」を「同項の規定の適用については、」に改め、同項各号に掲げる給与所得の「に改め、同條第三項中「所得税法の施行地における支払に因る給与所得」を「所得税法の施行地における支払に因る給与所得」に改め、同條第四項を次のように改める。

第一項に規定する者の昭和三十一年から昭和三十五年までの各年の所得税法の施行地における支払に因る同項各号に掲げる給与所得の収入金額(前二項の規定により同法の施行地における支払に因る収入金額とみなされる金額を含む)がその年中の当該各号に掲げる給与所得の収入金額の百分の六十(昭和三十三年にあつては百分の七十、昭和三十四年にあつては百分の八十、昭和三十五年にあつては百分の九十)に相當する金額に満たない場合においては、その

得」を「所得税法の施行地における支払に因る同項各号に掲げる給与所得」に改め、「その者を、前項の規定により同法の施行地における支払に因る収入金額とみなされる金額を含むものとし、その者に、」第七号を「第六号」に、「所得の金額との合計額」を「所得の金額を、その者が第一項各号に掲げる給与所得以外の給与所得を有するときは、当該給与所得の収入金額を、それぞれ加算した金額とする。」に改め、「第一項の規定にかかわらず、」を削り、「同法の施行地外における支払に因る給与所得」を「同法の施行地外における支払に因る同項各号に掲げる給与所得に、」に改め、これを第一項に規定する同法の施行地における支払に因る給与所得の収入金額に加算して同項の規定を適用する。」を「は、第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払に因る収入金額とみなす。」に改め、同條第四項を次のように改める。

第一項に規定する者の昭和三十一年から昭和三十五年までの各年の所得税法の施行地における支払に因る同項各号に掲げる給与所得の収入金額(前二項の規定により同法の施行地における支払に因る収入金額とみなされる金額を含む)がその年中の当該各号に掲げる給与所得の収入金額の百分の六十(昭和三十三年にあつては百分の七十、昭和三十四年にあつては百分の八十、昭和三十五年にあつては百分の九十)に相當する金額に満たない場合においては、その

満たない金額に相當する金額は、同項の規定の適用については、当該各年における同項各号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払に因る収入金額とみなす。

所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの第一項に規定する各年における所得税については、同法第二十六條第一項第一号及び第二号の規定は、これを適用しない。

第一項各号に規定する者が所得税法第二十六條、第二十六條の二又は第二十九條第一項から第三項までの規定により提出する申告書には、これらの規定に規定する事項のほか、同法の施行地外において支払を受ける給与所得の収入金額その他命令で定める事項を記載しなければならぬ。

第五條から第五條の三までを次のように改める。
第五條から第五條の三まで 削除
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正前の租税特別措置法第四條から第五條の三までの規定の適用を受けることができた者の昭和三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。
3 この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につき所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十九條第一項から第三項までの規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき同法第四十四條第五項において準用する同法第四項の規定

による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律の施行前に同法第四十四条第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき改正後の租税特別措置法第四十四条の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に政府に対し、更正の請求をすることができ、

4 前項の規定による更正の請求は、所得税法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなし、同条第七項及び第八項、同法第三十二条第三項並びに同法第七章の規定を適用する。この場合において、同法第三十二条第三項において準用する同法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）の施行の日」とする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

賠償等特殊債務処理特別会計法案
賠償等特殊債務処理特別会計法

（設置）

第一条 本邦が連合国（本邦と戦争状態にあつた国及びその領域の一部をなしていた国をいう。以下同じ）との間に締結する条約に基いて行つた賠償及び財産の補償その他本邦が連合国その他の国及びこれらの国民に対し、戦争の遂行の結果

果又は戦争の遂行若しくは連合国の軍隊による占領に関連して負担する債務（国債に係る債務を除く。）で平和の回復に伴いその支払を要するものの処理（以下「賠償等特殊債務の処理」と総称する。）に関する政府の経理を一般会計と区分して行つたため、特別会計を設置する。

（管理）

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、第四条の規定による一般会計からの歳入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、賠償等特殊債務の処理に充てるための経費及び附属諸費をもつてその歳出とする。

（一般会計からの歳入金）

第四条 賠償等特殊債務の処理に充てるため必要な金額は、予算で定めるところにより、毎会計年度、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

（歳入歳出予算計算書の作成）

第五条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて歳及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五条に規定

する歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

（剰余金の繰入）

第八条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作成）

第九条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

（支出残額の繰越）

第十一条 この会計の毎会計年度の歳出予算における支出残額は、順次翌年度に繰り越して使用することができ、

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

（実施規定）

第十二条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 一般会計の昭和三十年年度の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、昭和二十九年年度から昭和三十年年度に繰り越した一般会計に属する平和回復善後処理費及び連合国財産補償費の経費の金額並びに同年度の一般会計に属する賠償等特殊債務処理費の経費の金額で同年度の出納の完結までに支出済とならなかつたもの（昭和三十一年年度に繰り越したものを除く）に相当する金額は、財政法第四十一条の規定にかかわらず、この会計の昭和三十一年年度の歳入に繰り入れるものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「三百五十億円」を「三百八十八億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「並びに商船管理委員会がその職員に対し支給する旅費」を削る。

第二条第一項第一号中「人事院總裁及び商船管理委員会理事長を及び人事院總裁」に改める。

第十六条第一項中「及び急行料金を」「急行料金及び特別二等車料金」に改め、同項第一号イ中「十一級を」「七級に」「二等を」「二等に改め、同号ロ中「十級以下四級以上」を「六級以下」に、「二等を」「二等に改め、同号ハを削り、同項第二号中「四級」を「七級に」「三級を」「六級」に改め、同項に次の二号を加える。

五 内閣総理大臣等及び十四級以上の職務にある者が第一号に規定する線路による旅行において一等車を利用する場合に、第一号及び前号の規定にかかわらず、一等の運賃及び急行料金を

六 内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者が特別二等車を運行する線路による旅行をする場合には、前号に該当する場合を除き、第一号又は第二号に規定する運賃及び第四号に規定する急行料金のほか、特別二等車料金

第十六条第二項中「前項第四号の下に又は第五号」を加え、同項第一号中「五百キロメートル」を「三百キロメートル」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第六号に規定する特別二等車料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道三百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

昭和三十一年三月二十二日 衆議院會議録第二十五号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外三案

第十七条第一項第一号イ中「十一級」を「七級」に、「二等」を「二等」に改め、同号ロ中「十級以下四級以上」を「六級以下」に、「二等」を「三等」に改め、同号ハを削り、同項第二号中「四級」を「七級」に、「三級」を「六級」に改め、同項に次の一号を加える。
五 内閣総理大臣等及び十四級以上の職務にある者が第一号に規定する船舶による旅行において一等船室を利用する場合には、第一号の規定にかかわらず、一等の運賃

第十七条第二項中「又は第二号」を「第二号又は第五号」に改める。
第三十条第三項中「第八号」を「第九号」に改める。
第三十二条第一号中「七級」を「十三級」に、「六級」を「十二級」に改める。
第三十三条第一号中「十一級」を「十三級」に、「十級」を「十二級」に改める。
第三十四条第一項を次のように改める。

航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)による。
一 運賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃
イ 内閣総理大臣等及び十三級以上の職務にある者については、最上級の運賃
ロ 十二級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
二 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

三 内閣総理大臣等又は十四級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前二号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払つた運賃
第四十二条中「第二十八条第一項各号の一」を「第二十八条第一項第二号又は第三号」に改める。
別表第一 内閣旅行の旅費のうち一車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表の部分を次のように改める。

区 分	車賃			日 当		宿 泊 料		食 卓 料	
	(一)キロメートルにつき	(二)一日につき	(三)一泊につき	甲 地方	乙 地方	甲 地方	乙 地方	甲 地方	乙 地方
内閣総理大臣及び最高裁判所長官その他の者	八円	五〇〇円	二六〇円	二六〇円	二六〇円	二六〇円	二六〇円	二六〇円	二六〇円
十五級の職務にある者	八円	四〇〇円	二二〇円	二二〇円	二二〇円	二二〇円	二二〇円	二二〇円	二二〇円
十三級及び十四級の職務にある者	七円	三六〇円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	一九〇円
十一級及び十二級の職務にある者	六円	三三〇円	一七〇円	一七〇円	一七〇円	一七〇円	一七〇円	一七〇円	一七〇円
九級及び十級の職務にある者	五円	二九〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円
八級の職務にある者	五円	二六〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円
七級以下の職務にある者	四円	二二〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円

別表第二 外国旅行の旅費のうち一移動料の表中

移動料	移動料
鉄道二千キロ	九四、四〇〇円
二、八〇〇円	七六、七〇〇円
六、八五〇円	五九、〇〇〇円

移動料	移動料	移動料
鉄道二千キロ	九四、四〇〇円	一四一、〇〇〇円
二、八〇〇円	七六、七〇〇円	一二三、六〇〇円
六、八五〇円	五九、〇〇〇円	一〇〇、一〇〇円

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に発効する旅行から適用し、同日前に発効した旅行については、なお従前の例による。
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項に次のただし書を加える。
ただし、第一条第二項及び第二条第一項第一号の改正規定は、昭和三十一年六月一日から施行する。
〔報告書は会議録に掲載〕
〔松原喜之次君登壇〕
○松原喜之次君 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案外三案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。
まず第一に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。
本法律案の趣旨は、日本に住所を有しない外国人で、日本に一年以上居住しておる者の所得税について、従来設けられておりました特別措置の適用期間が昨年末をもって満了したため、これを延長し、これがために生ずるそれら外国人の税負担の急増を避けるために、ここに暫定的な経過措置を講じようというのであります。
その内容について申し上げますと、従来、居住外国人につきましては、半額課税の特例と国内払い課税方式という二つの特別措置が講ぜられて、その税負担が軽減されていたのであります。

三三二八

が、今回、この二つの措置のうち、半額課税の特例は昭和三十一年度以降これを廃止し、国内払い課税方式一本としたし、しこうして、その一部に次のような所要の改正を加え、昭和三十五年まで暫定的にこれを存置することとしたのであります。すなわち、従来の国内払い課税方式は、居住外国人の給与所得及び退職所得に限り、日本国内で支払われた額と日本へ送金された額との合計額だけが課税対象となり、ただその額が日本における生計費相当額に達しないときに限り、生計費相当額に達するまで、海外払いの部分をも課税対象に取り入れることとしていたものであります。その対象金額について、後述のごとくに変更されており、さらに、今回の特別措置の適用対象を、日本経済、文化の向上に役立つと思われる特定の外国人の給与所得のみに限定し、一般居住外国人についてはこの特典を与えないこととしたのであります。また、この特別措置の特典につきましても、昭和三十一年以降漸次これを減少し、昭和三十六年に至ってこれを全廃することとしたしております。

次に、賠償等特別債務処理特別会計法案について申し上げます。平和の回復に伴いまして、賠償や連合国財産の補償その他の対外特別債務の処理は、外交交渉等の進展に依り、逐次その処理の進捗がはかられている状況であります。政府は、このような状況にかんがみまして、これらの賠償等特別債務の処理に関する経理を一般会計と区分して明確にするため、本法案をもって新たに賠償等特別債務処理特別会計を設けようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。第一に、この会計において処理する賠償等特別債務とは、ピルマ、フィリピン、インドネシア等に対する賠償、旧連合国財産の補償その他戦争遂行の結果、または戦争の遂行もしくは旧連合国の軍隊による占領に關連して負担する債務でありまして、この中には、米軍及び英軍の放出品、資金金、タイ特別円その他種々の戦時クレームの支払い等を含むものであります。第二に、この会計は大蔵大臣がこれを管理し、一般会計からの繰入金及び付属雑収入をもつてその歳入とし、賠償等特別債務の処理に充てるための経費及び付属諸費をもつてその歳出とすることとしております。第三に、この会計の毎会計年度の支出残額は、順次翌年度に繰り越して使用することができるとし、また、毎会計年度の決算上の剰余金も翌年度の歳入に繰り入れることとしております。

第四に、その他この会計の設置及び運営等に關し必要な事項を規定いたしております。なお、この会計の設置に伴う経過措置をいたしまして、従来一般会計において賠償等特別債務処理のために充てられていた賠償等特別債務処理費等の昭和三十年度末における支出残額約百二十億圓は、昭和三十一年度においてこの会計の歳入に繰り入れることとし、賠償等特別債務処理の円滑をはかることとしていたしております。

この法律案は、去る二月六日大蔵委員会に付託せられ、同七日政府委員より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重審議をいたしました。おもなる質疑応答の内容を申し上げます。まず賠償等特別債務に關して、現在日本に對して請求をしている国、あるいは、それらの金額は大体どんなことになっていくかという質疑に對し、政府委員より、いろいろ外交上の關係もあつて詳細なる内訳を言えないが、賠償その他種々のクレーム等を合せて、おおむね七千億圓程度になると思ふとの答弁がございました。次に、國が債務を背負うときには、憲法第八十五條で國會の議決を必要とするということになつてゐるが、米軍及び英軍の放出品資金金については、いづつ、いかなる形態によつて國會の承認を得ておるかという質疑に對し、政府委員より、これら放出品資金金については、當然これは支払すべきものであるという考えから、國會の協賛を経ておらないとの答弁がございました。

以上がおもなる質疑応答の概略であります。この法律案については、三月十六日に質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたしましたところ、本案は起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。日本輸出入銀行は、昭和二十五年十月二十八日設立されて以来、プラント輸出を中心とする輸出入金融を行い、わが國貿易の振興に格段の寄与をいたして参つております。特に、御承知の通りであります。特に、昭和二十八年度下期以降、プラント輸出が急激に伸張した結果、その業務活動はさるる活発となり、昨年十二月末における日本輸出入銀行の融資残高は三百九十二億圓に達しているものであります。が、なお、東南アジアを初めとして、海外からのプラント輸出等の引き合いは現在すでに相當の額に上つてゐるほか、賠償及び經濟協力關係の融資業務をも行うことが予定されておられ、日本輸出入銀行の融資を必要とする事案はますますふえる見通しであります。現在、輸出入銀行の資本金は三百五十億圓と日本輸出入銀行法に規定されております。これは、昭和三十年度予算において、産業投資特別会計からの日本輸出入銀行への出資が百四十億圓と予定されたため、第二十二特別國會で法律の改正をいたし、資本金を二百四十億圓から三百五十億圓に増額した結果であります。しこうして、産業投資特別会計から輸出入銀行への出資予定百四十億圓のうち、七十億圓は砂糖等の特殊物資特別会計から産業投資特別会計へ繰り入れる予定でありました。が、これに關する法案が不成立となりましたため、七十億圓の穴が生じました。

そこで、産業投資特別会計から開發銀行へ貸付を予定しておりました六十億圓を輸出入銀行への出資に振りかえ、開發銀行の方は市中銀行に肩がわりさせたのであります。従いまして、輸出入銀行に對する百四十億圓出資の当初の予定は百三十億圓にとどまり、昭和三十年度末の日本輸出入銀行の出資額は三百四十億圓となる見込みであります。

一方、昭和三十一年度における日本輸出入銀行の融資見込額をいたしまして、年度内融資五百四十八億圓、年度末融資残高見込み七百四十二億圓と推算いたしております。現在の輸出入銀行の資金量をもつては、これだけの業務を行うためには當然不足を來たしますので、昭和三十一年度中に、新たに産業投資特別会計から四十八億圓、資金運用部から百九十七億圓、合計二百四十五億圓の資金を供給することとしたしております。このうち、産業投資特別会計からの四十八億圓は、同特別会計からの出資金として予定しておりますが、先に申し上げましたように、昭和三十年度における同行への出資が予定よりも十億圓少くなる見込みでありますので、この十億圓を差し引きました三十八億圓だけその資本金を増加して、三百八十八億圓といたそうとするものであります。

以上がこの法律案の内容であります。が、本法律案は去る二月六日大蔵委員会に付託せられ、翌三月七日山手大蔵政務次官より提案理由の説明があり、同九日より質疑が行われました。自由民主黨の小山長規委員は、貿易振興、外貨収入増加の政策的見地から、海外における土木建築に關する建設工

た。そこで、産業投資特別会計から開發銀行へ貸付を予定しておりました六十億圓を輸出入銀行への出資に振りかえ、開發銀行の方は市中銀行に肩がわりさせたのであります。従いまして、輸出入銀行に對する百四十億圓出資の当初の予定は百三十億圓にとどまり、昭和三十年度末の日本輸出入銀行の出資額は三百四十億圓となる見込みであります。

以上がこの法律案の内容であります。が、本法律案は去る二月六日大蔵委員会に付託せられ、翌三月七日山手大蔵政務次官より提案理由の説明があり、同九日より質疑が行われました。自由民主黨の小山長規委員は、貿易振興、外貨収入増加の政策的見地から、海外における土木建築に關する建設工

事を促進することの重要性を強調せられた後、これに関連して、日本輸出入銀行の業務範囲と海外建設工事の所要資金の調達との関係について質疑がありました。すなわち、海外建設工事の重要性にもかかわらず、現行の輸出入銀行法による業務範囲の規定が狭きに失するため、設備等の輸出に伴ってなされるもの以外は融資対象からはずされておる、わが国貿易振興の政策上から法律の改正が必要であるとし、政府の所見をただしたのであります。これに対し、政府委員より、適当に善処する旨の答弁がありました。

かくして、本案は、慎重審議の後、去る十六日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、起立多数をもって本案は原案通り可決いたしました。

最後に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、職員の旅費等の実情に即し、運賃の級別支給区分を改正して、その引き下げを行う反面、日当及び宿泊料の定額は、旅館の宿泊料金等の実態に比べて低額であると考えられますので、この際、運賃、日当及び宿泊料等の旅費額を実費弁償の建前に即して改訂するとともに、外国旅行につきましても、右の趣旨に準じて実態に応じた改正を行うほか、あわせて所要の規定の整備を行い、旅費制度の内容及び運営の合理化をはかりとすものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

まず内国旅費につきましては、第一に、鉄道運賃及び船賃の級別支給区分

が、現行法では内閣総理大臣等及び十級以上の職務にある者には一等の、十級以下四級以上の職務にある者には二等の、三級以下の職務にある者には三等の運賃をそれぞれ支給することになっておりますのを、内閣総理大臣等及び七級以上の職務にある者には二等の、六級以下の職務にある者には三等の運賃を支給することとしたしております。ただし、内閣総理大臣等及び十級以上の職務にある者が一等車または一等船室を利用する場合に是一等の運賃を支給することとしたしております。

第二に、特別二等車の利用が一般化しているのを、内閣総理大臣等及び十級以上の職務にある者に対しては、片道三百キロメートル以上の旅行をする場合には、新たに特別二等車料金を支給することとしたいたしました。

第三に、特別急行料金を支給できる旅行を、現行法では片道五百キロメートル以上のものとしておりましたのを、片道三百キロメートル以上のものに改めております。

第四に、日当、宿泊料及び食卓料の現行定額は、旅館の宿泊料等の実態から見て低額であるので、これらの定額を現行のその三割増としたしております。

次に、外国旅行につきましては、第一に、鉄道運賃及び船賃につき、前述内国旅費に準じて、それぞれの級別支給区分を改めることとしたしております。すなわち、鉄道賃については、運賃の等級を三以上に区分する線路による旅行の場合に、十三級以上の職務にある者には最上級の運賃を支給することと改め、船賃については、運賃の等

級を二以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃によることになっておりますが、その最上級の運賃をさらに四等級以上に区分する場合及び三等級に区分する場合の級別支給区分を、それぞれ改めることとしたしております。

第二に、航空運賃について、現行法では実際に支払った運賃を支給することとなっておりますが、これを運賃の等級が二以上ある場合には、原則として内閣総理大臣等及び十三級以上の者には最上級の運賃、十二級以下の者には最上級のすぐ下位の運賃を支給することとしたしております。

第三に、移動料の定額につき別表を補正し、鉄道二千キロ以上を四等級に区分して、新たにそれぞれの定額を定めることとしたほか、その他の規定につきましても、若干規定の整備をはかつておるのであります。

本案につきましては、政府側より提案の理由の説明を聴取し、自來教回にわたって慎重審議を重ねてきました。が、特に社会党の横山委員よりは、政府は本案の提案理由の中で「国家公務員等が内国旅行を行う場合、従来、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に定められた等級より下位の等級によって鉄道旅行または水路旅行を行うことが多く」「云々と書いてあるが、こういふ提案理由の実情というものは、ない」と思ひ、もしそういう事実があるならば資料を提出してほしいとの質疑がありました。これに対して、政府側よりは、実際旅費を担当している各省会計課長の官職なり、あるいは周囲の実例なりによって、大体そういう傾向に相なっておりますということを確信して書いて

たまでであるとの答弁がありました。そのほか、日額旅費の引き上げ、旅費の支給区分、警察官の無賃乗車等に関する質疑がございましたが、これらは速記録に譲ることとしたします。

本案につきましては、各派共同の修正案が提出されました。修正の趣旨は、別途今国会に提出され、すでに本院において可決いたしました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案において、公庫役員が公務員でなくなることに伴い、その附則で国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正することとし、その施行期日を本年六月一日からと規定いたしておるのであります。が、本法律案は公布の日から施行することとしたしておりますので、本法律案のうち、右に関連する部分の改正規定は六月一日から施行することに改め、この間の調整をはかりとすものであります。

本案並びに修正案につきましては、審議の結果、去る十六日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって可決され、よって本案は修正議決いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 討論の通告があります。これを許します。春日一幸君。

〔春日一幸君登壇〕
○春日一幸君 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部改正案に対して、

〔議長退席、副議長着席〕
私は、ここに、日本社会党を代表いたしまして反対の意思を表明し、以下、

その立場を明らかにせんとするものでございませう。

そもそも、この法律案は、外国人に對しまして税金をまけてやる現行制度をさらに存続せんとする法律であるのでございまして、かくのごとき悪法、少くとも独立国といたしまして、このような法律を作っておりまする国、および今世界にその類例を見ざるところでございませう。(拍手)さらに、わが国は、今経済の自立と独立の完成、これを最も強く叫ばれております。このときに、このような法律を通すということは、われら国会の權威において、断じてこれを阻止せなければならぬと存するのでございませう。(拍手)そこで、私は、この際、横山内閣の公約とこの法律との関連性について一考察を加えてみなければならぬと存するのでございませう。

昨年二月におきます時の民主党総裁鳩山一郎氏は、まずその公約といたしまして、あの日ソ国交の調整、日中貿易の増進、このことに対して異常の決意を示し、最も熱心にこのことを強調されたと存するのでございませう。果して、これらの政策に期待を寄せられましますところの多くの選挙民たちは、この公約を実現させることのために、鳩山内閣に對しまして多くの信頼を寄せられたと存するのでございませう。しかるに、この公約の行方は、今一体どのような形になっておるのでございませうか。これは本日の新聞が最も明確に報道いたしております通り、すなわち、昨年の五月から一年有余になんなんといたしますマリク・松本会談は、全く何らの妥結を得ることなく、何らの理解を得ることな

く、むしろソ連側より最も手きびしい反撃を受けて、ついに無期限休会の状態に立ち至つておるのでございます。

これをいふならば、鳩山さんは、当時、すなわち日ソ交渉を妥結させるためというので、それこそ一生懸命になつてあの選挙運動を戦つて参られたのでございましてけれども、あの保守合同の犠牲として、この政策はほとんど埋没してしまつたのでございまして。

(拍手) このような信義も節操もない態度というものは、最も手きびしく糾弾されなければならぬと存するのでございます。(拍手) また、先日はダンスが参られましたけれども、日中貿易の促進問題につきまして、これまた何ら有効なる話し合いが行われなかつたのでございまして、また、これを増進することのための何らの成果も上つてはいないのでございまして。

さらに申し上げますならば、防衛分担金を削減して社会保障制度を拡充強化するという公約もあつたのでございましてけれども、本年度予算におきまして防衛関係費は逆増いたしております。そして、社会保障の諸施策は、今回の健康保険法の改悪にあります通りです。すなわち、患者が診察を受けるつど、一々勘定を払わなければならぬというより、おおよそその公約とは逆の方向へと政策は後退をいたしておるのでございます。

さらに、公約の一つには減税のことが強くうたわれておるのであります。今日勤労控除額の限度率がわずかにばかり引き上げられておるのではありますけれども、しかしながら、勤労大衆が最も強く要望いたしておりますところの扶養控除あるいは基礎控除、

こういふようなものは何一つ解決がなされてはいないのでございます。

私がこの機会に皆様方に申し述べたいことは、このような公約が何一つ果されてないというこの背景の中において、最もつばに、最も正確に果されておる公約がただ一つある。その公約は何であるかと申しますならば、この法律、すなわち、外国人に税金をまけてやるその公約だけが、実にその公約通り実践されておるといわざるを得ない。(拍手)

そもそも、徴税行政の本質というのは負担の公正でなければならぬ。所得のあるところには課税をする、担税力の多き者から逐次な者にこれを低く及ぼしていくというのが、徴税行政の原理原則であらねばならぬのであります。(拍手) ところが、本法律は、外国人——外国人といへば、その大部分の者はアメリカ人でございまして、資本主義の本山アメリカ、このアメリカのお金持ちの人々の中に、特に税金をまけてやるというやうなことは、これは負担の権衡という徴税行政の原理の上に立つてみても、あるいは担税力の多き者から逐次及ぼしていくという徴税行政の基本的な要請から考へてみても、かくのごときことが許されてよいでございませうか。

(拍手) 臨時税制調査会が、昭和三十一年度において措置せなければならぬという税制改革の中に、次のやうな答申をいたしておるのでございます。すなわち、居住外国人の所得課税の特例についてであります。これに対して、政府が任命をいたしましたところの臨時税制調査会が答申をいたしておるので

ございます。その答申は次のやうなつておる。「租税特別措置法第四條から第五條の三までに規定する居住外国人の所得課税の特例措置は、昭和三十年末をもつて期限が切れることとなつてゐるが、この措置を更にこのまま延長することは、内外人平等の原則からみて適当でない」と答申をいたしておるのであります。(拍手) 政府は、みずから諸問を免し、このような答申があるにもかかわらず、外国人に對して特に税金をまけてやるというやうな、このような不平等な、不合理な、差別的な、立法をあらたせようとするといふことは、まことに許しがたきことと申さねば相なりません。(拍手)

そもそも、外国人課税の特例に關しましては、昭和二十一年七月に初めて占領軍より指令が発せられまして、占領軍軍人、軍属、外交官の給与は免税として、それ以外の者については一般の原則に従つて課税することとなつていたのであります。次いで、二十二年十一月二十九日付總司令部の軍書によりまして、軍人、軍属及び外交官の公的俸給の免税に合せて、非円通貨によつて合法的に取得された所得をも免税とすることが定められ、この結果、所得及びこれら非円通貨で支払われる俸給等はすべて日本政府の課税外に置かれまして、事実上、大方の外国人には免税されることとなつておるのでございまして。しかしながら、このことは、当時わが国が置かれておりましたところの立場が占領下にあつた、すなわち敗残の思ひ出であるのでございまして、独立が完成されました今日、このような汚点は、最もすみやかにこれを払拭されなければならぬのでございまして。(拍手) しかし、この特権的課税は、二十五年五月二十七日に軍書の一部改正により、外国人に對しては一般原則に従つて課税することとなり、日本の課税権が復活したのであります。したが、時の親米一辺倒の吉田内閣によりまして、またもや第七国会において、現行の外国人課税の特例が再び制定せられまして、昨年十二月末日まで日本の課税権が否認されておつたのであります。

外国人課税に關する現行の特例措置は、一つは金額課税の特例であり、他一つは国内払い課税の特例であります。半額課税の特例といふのは、特定の資格を有する居留外国人の給与所得または事業所得については、その収入の半額、最高実に三百五十万円までを非課税とするものであります。また、国内払いの課税の特例といふのは、居住外国人のすべての者の給与所得または退職所得について、その収入の全部ではなく、単に……

○副議長(杉山元治郎君) 申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡潔に願います。

○春日一幸君(純) 日本国内で支払われた額と、日本へ送金された額との合計額についてのみ課税しようとするものであります。

今回の政府改正案では、半額課税の特例は、昭和三十一年分以降は廃止することとしたしておりますが、国内払い課税の特例は、特定の資格を有する居住外国人の給与所得についてのみこれに一部の改正を加えて、昭和三十一年までこの制度を存続せしめようとするものであります。これは、特定国

の不当な威力に圧迫されて、日本政府が、卑屈にも、特定国人に對してのみ、内外人平等の課税の原則をみずからここに打ち破つておるものであるのでございまして。(拍手) この間、勤労大衆や中小企業者だけは重税に日夜苦しめられ、政府は毎国会低額所得者に對しては減税をすると言つておるけれども、実際には、スズメの涙ほどの制度上の減税である。水増し課税——天下り的、懲罰的な、そつくり水増し課税を受けて、実質的な税金は年々歳々ふやされておるのであります。

このやうな状況下において、一たびアメリカの圧力にありや、何でも言ひなりほらだになつておるといふことは、一体何たることでありましようか。私どもは、弱者には強く、強い者には弱いといふのは、前総理大臣吉田茂君のことだけかと思つておつたが、鳩山さんも、実は弱者には強く、強い者には全く弱いといふ、その本性をこゝで現わしておると思つてあります。(拍手) 信義と友愛などを口にはしておるけれども、幽霊の正体見たり枯れ尾花、同じ人間であるといふことをこゝで見ても、さらにその醜態を深くいたしておるところであります。

(拍手) 最近米國に旅行いたしました学者が、二、三日前の新聞で、このようなことを書いております。「時間々々」と呼び、その他発言する者あり」

要したアメリカは、税の取り立てが非常にやかましい。アメリカを旅行する外国人が、五日その国に滞在すると、その間に得た収入に對しては嚴重に取り立てる、もしその税金を払わないときは、国から出ることを禁ずるといふ。アメリカはこれくらい手きびしい外人課税を行なつておるのであります。わが国だけがどうしてアメリカ人にこのような特権を与えなければならぬ理由があるであらうまいやうか。

〔拍手〕

○副議長(杉山元治郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第二ないし第四の三案を一括して採決いたします。日程第二及び第三の委員長の報告は可決、日程第四の委員長の報告は修正であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り決しました。

日程第五 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案(小坂善太郎君外六名提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第五、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事荻野豊平君。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

第一條 この法律は、積雪寒冷の度が特に甚だしい地域における道路の交通を確保するため、当該地域内の道路につき、除雪、防雪及び凍雪害の防止について特別の措置を定め、もつてこれらの地域における産業の振興と民生の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。

第三條 建設大臣は、第一條の目的を達成するため、同条に規定する地域内において道路の交通の確保が特に必要であると認められる道路を指定しなければならない。

第四條 建設大臣は、積雪又は寒冷の度、道路の重要性その他の事情を勘案して政令で定める基準に従つて行うものとする。

第五條 建設大臣は、第一項の指定をした場合には、当該道路の路線名及び区間を官報で公示しなければならない。

(積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画)

第六條 建設大臣は、昭和三十一年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の前条の規定により指定された道路に関する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画(以下「道路交通確保五箇年計画」という。)の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

さらに申し添へたいことは、今回のこの改正案は、もともと大蔵省の主税局では大反対であつたのであります。再三新聞紙上でもその反対の意思が明確に發表されております。それが、アメリカの大使館からの圧力がわが外務省に加わりますや、わが国のあのような屈辱外交が無条件にこれに屈伏して、アメリカと外務省とが一緒になつて一萬田大蔵大臣に圧迫を加えて、一萬田大蔵大臣また弱い者には強く、強い者には弱いのでありますから、さきに、徴税当局か、堂々と、かゝつた、この税制調査会がかりつぱに答申をしておるにもかかわりませず、このような強権に屈して、さきで、その答申をじゅうりんして、さきには外人に對して不公正な課税を是正するのはこのときだと言つておきながら、何もかも白紙に戻して、このような悪立法にくみしておることは、一萬田大蔵大臣またこれ科擧されなければならぬのであります。(拍手)

かくのごとき、徴税行政の根幹をじゅうりんし、強者にもねる奴隷的、屈辱的徴税立法は、わが国会の權威において、断じてその成立を阻止せねばならぬのでございまして、これが本法律案に對して反対する理由であります。何とぞ各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第二ないし第四の三案を一括して採決いたします。日程第二及び第三の委員長の報告は可決、日程第四の委員長の報告は修正であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り決しました。

日程第五 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案(小坂善太郎君外六名提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第五、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事荻野豊平君。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

第一條 この法律は、積雪寒冷の度が特に甚だしい地域における道路の交通を確保するため、当該地域内の道路につき、除雪、防雪及び凍雪害の防止について特別の措置を定め、もつてこれらの地域における産業の振興と民生の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。

第三條 建設大臣は、第一條の目的を達成するため、同条に規定する地域内において道路の交通の確保が特に必要であると認められる道路を指定しなければならない。

第四條 建設大臣は、積雪又は寒冷の度、道路の重要性その他の事情を勘案して政令で定める基準に従つて行うものとする。

第五條 建設大臣は、第一項の指定をした場合には、当該道路の路線名及び区間を官報で公示しなければならない。

(積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画)

第六條 建設大臣は、昭和三十一年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の前条の規定により指定された道路に関する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画(以下「道路交通確保五箇年計画」という。)の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

十一條 第一項中「道路に関する工事」とあるのは「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第 号)第四條第一項に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基いて実施される除雪又は防雪に係る事業」と、当該工事」とあるのは「当該除雪又は防雪に係る事業」と読み替へて、同条の規定及び同条に係る道路法のその他の規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六條の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

本法案に要する經費

本法案施行に要する經費としては、初年度約十五億円の見込である。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案に對する修正案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第三條 第一項中「達成するため、」の下に「あらかじめ運輸大臣の意見を聞いた上、」を加える。

〔報告書は會議録に掲載〕

〔荻野豊平君登壇〕

○荻野豊平君 ただいま議題となりました積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案につき、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

建設大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道路交通確保五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、道路交通確保五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

第五條 道路交通確保五箇年計画は、次の各号に掲げる事項につき定めなければならない。

一 除雪(除雪機械の整備を含む。以下第六條において同じ。)に関する事項

二 防雪に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

(費用の補助)

第六條 国は、道路管理者が道路交通確保五箇年計画に基いて実施する除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業に要する費用について、は、道路法(第八十八條を除く)及び道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その三分の二以内を道路管理者(一級国道及び二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県)に對して補助するものとする。

(道路法の適用)

第七條 道路管理者が道路交通確保五箇年計画に基いて実施する除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業については、この法律に定めるものを除くほか、道路法の規定の適用があるものとする。この場合において、当該除雪又は防雪に係る事業に関しては、道路法第六

十一條 第一項中「道路に関する工事」とあるのは「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第 号)第四條第一項に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基いて実施される除雪又は防雪に係る事業」と、当該工事」とあるのは「当該除雪又は防雪に係る事業」と読み替へて、同条の規定及び同条に係る道路法のその他の規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六條の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

本法案に要する經費

本法案施行に要する經費としては、初年度約十五億円の見込である。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案に對する修正案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第三條 第一項中「達成するため、」の下に「あらかじめ運輸大臣の意見を聞いた上、」を加える。

〔報告書は會議録に掲載〕

〔荻野豊平君登壇〕

○荻野豊平君 ただいま議題となりました積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案につき、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

建設大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道路交通確保五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、道路交通確保五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

第五條 道路交通確保五箇年計画は、次の各号に掲げる事項につき定めなければならない。

一 除雪(除雪機械の整備を含む。以下第六條において同じ。)に関する事項

二 防雪に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

(費用の補助)

第六條 国は、道路管理者が道路交通確保五箇年計画に基いて実施する除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業に要する費用について、は、道路法(第八十八條を除く)及び道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その三分の二以内を道路管理者(一級国道及び二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県)に對して補助するものとする。

(道路法の適用)

第七條 道路管理者が道路交通確保五箇年計画に基いて実施する除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業については、この法律に定めるものを除くほか、道路法の規定の適用があるものとする。この場合において、当該除雪又は防雪に係る事業に関しては、道路法第六

建設大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道路交通確保五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、道路交通確保五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

第五條 道路交通確保五箇年計画は、次の各号に掲げる事項につき定めなければならない。

一 除雪(除雪機械の整備を含む。以下第六條において同じ。)に関する事項

二 防雪に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

(費用の補助)

第六條 国は、道路管理者が道路交通確保五箇年計画に基いて実施する除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業に要する費用について、は、道路法(第八十八條を除く)及び道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その三分の二以内を道路管理者(一級国道及び二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県)に對して補助するものとする。

(道路法の適用)

第七條 道路管理者が道路交通確保五箇年計画に基いて実施する除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業については、この法律に定めるものを除くほか、道路法の規定の適用があるものとする。この場合において、当該除雪又は防雪に係る事業に関しては、道路法第六

まず、本法案の提出の理由並びに内容について申し上げます。

積雪寒冷地域における道路は、冬季間長期にわたり交通の途絶を余儀なくされ、ために、産業経済活動の停止、生活の不安、文化の障害等、その影響するところ、きわめて広範かつ大なるものがあるものであります。これがため、積雪寒冷地域にあつては近代的な機械による除雪を励行し、防雪の施設を行い、さらにまた、凍上による路層の破損に対しては、排水施設及び路盤改良を施行すること等によって、年間を通じ道路交通を確保いたさねばならぬのであります。これは、経費の点より見ても、また作業の内容より見ても、普通の道路維持とは全く趣きを異にし、地方公共団体に一任しては、その全きを期することははなはだ困難であります。従ひまして、この際、本法に基き特に必要とする主要道路については、これらの事業に対し国庫補助の道を開き、もつて冬季数カ月間冬眠状態を余儀なくされつつある東北、北海道地方等の産業に活を入れんとする画期的法案であります。

本法案は、三月十日日本委員会に付託せられたのでありますが、その内容の詳細は会議録に譲ることといたします。

次いで、自由民主党瀬戸山三男君より、本法案第三条における路線の指定に関し、あらかじめ運輸大臣の意見を聞いた上これを指定するものとする旨の修正案が提出されたのであります。かくて、討論を省略して、修正案及び修正部分を除く原案につきまして、それぞれ採決をいたしましたところ、いずれも全会一致をもって可決せられ、

よつて本法案は修正議決されたのであります。

次いで、自由民主党瀬戸山三男君より次のとき附帯決議案が提出せられ、採決の結果、全会一致をもって可決せられた次第であります。

附帯決議

政府は、現に実施中の「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」に基き道路整備五箇年計画の遂行に支障を与えないため、揮発油税収財源をこの法律の実施に要する経費の財源に充たしないこと。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

日程第六 学校給食法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第六、学校給食法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長佐藤次郎君。

学校給食法の一部を改正する法律案

学校給食法の一部を改正する法律案

学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「児童」を「児童及び生徒」に改める。

第二条中「小学校」を「義務教育諸学校」に、「左の」を「次の」に改める。

第三条中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校(以下「小学校等」と総称する。))」を「義務教育諸学校」に、「児童」を「児童又は生徒」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学校部若しくは中学校部をいう。

第四条(見出しを含む)中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

第六条第一項中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改め、同条第二項中「要する経費」の下に「(以下「学校給食費」という。))」を加え、「児童の保護者(学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう。))」を「児童又は生徒の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者」に改める。

第七條中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、公立の小学校の設置者が、学校給食を受ける児童の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者で次の各号の一に該当するものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内

において、これに要する経費の一部を補助することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六條第二項に規定する要保護者(その児童について、同法第十三條の規定による教育扶助で学校給食費に關するものが行われている場合に規定する保護者である者を除く。)

二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの。

第八条中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

第九条中「左の」を「次の」に改める。

第十条中「食糧管理法第四條ノ三第二項」を「同法第四條ノ三第二項」に改める。

第十二條中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔佐藤次郎君登壇〕

三君、並木芳雄君から、種々な角度から熱心なる質問が行われました。

その概要を申し上げますと、二月七日、野原寛君から、一、アメリカから輸入している学校給食用の脱脂粉ミルクの横流し事件が新聞に報道されているが、その実情に対して説明されたこと。第二、長崎県を初め十数県に及ぶ府県が横流しをしたというのであるが、その原因はどこにあるか。第三に、この物資の都道府県に配給する場合の経路はどのようになっているか。

第四、長崎県の場合に文部省へ水増し申請をしたというが、それはどの程度に申請したものであるか。第五、都道府県からの申請をどのようにして調査し、配給しているか。第六、この横流し事件に対して、大臣はいかなる責任を感じているか。

次いで、河野正君は、一、この粉ミルクの配給に対しては、他の要望に対してきわめて厳格に査定をしているにもかかわらず、はなはだしくルーズであるが、これに対する文部大臣の所見を承わりたい。第二、都道府県からの申請を査定したというが、具体的に示してもらいたい。第三、文部省の通達により警告の威令は全く行われていないように思うが、いかに。第四、この問題は、対外的に大きな信用にかかわる大問題と思うが、大臣はどう考えておるか。

次いで、自由民主党並木芳雄君から、一、この横流し事件によって、学校給食の体制が阻害されることはないか等の質疑がありました。

さらに、二月九日の委員会においては、山崎始男君より大要次のような質疑がありました。すなわち、第一に、

通産省から外貨の割当をもらって学校給食物資を輸入する場合、その輸入業者の数はどのくらいあるか。給食物資の末端配給についてその支払い状況はどうか。第二、新聞によると、学校給食粉ミルク横流し事件について、長崎以外で北海道その他数県からもその証拠があつてゐるというが、現在までどのような様子になつてゐるか。

次いで、二月十四日の委員会において、河野正君より、第一に、学校給食用粉ミルク横流し事件について、その後経過はどうなつてゐるか。第二に、事故品として払い下げを認められた学校給食用物資の用途は何か。第三に、食品衛生法第四条に規定されてゐる販売を禁止されてゐる食品及び添加物と、学校給食用物資の事故品の用途との関係、食品衛生法違反行為があるかないか等に関し、その専門的な立場より追及し、野原覺君より、今回の学校給食用粉ミルク横流し事件について、文部省に絶対的根拠を伺いたい。また、その確信の根拠を伺いたい。また、日本学校給食会には責任はないか等について、清瀬文部大臣及び小林管理局長に質問をいたしました。

二月十六日の委員会において、河野正君から、さらに、第一、ミルク横流し事件も大詰めになつてゐるが、文部当局の責任についてお伺いしたい。第二、ミルクの不良品を払い下げたというのであるが、不良品を払い下げたというところは食品衛生法に触れないか、厚生省の部長から答弁をしてもらいたい。第三、その横流しされたミルクは、食品衛生上から見てどの程度のものか。第四、今回までに横流しをされた不良品というものの実態を文部当局から報告されたい。第五、今回長崎県における転用の状況、あるいは転用の目的についてお聞きしたい。

続いて、自民党加藤藤三君から、この横流し事件があるの、アメリカ政府当局へこの教育物資の譲渡の継続を取り計らうたいのであるが、文部当局はいかに考へてゐるか。二、この横流し事件によつて生ずる関税の負担責任者はたれか。第三、この負担を学童にせよ寄せられては困るが、当局の意見はどうか。

また、二月二十一日の委員会におきましては、野原覺君より、さらに学校給食用ミルクの横流し問題について、事件の進展状況を、日本学校給食会の監督責任の地位にある清瀬文部大臣よりその報告を強く求めました。

以上が大体委員会における給食問題の経過の概要であります。二月二十日に至り本法案が提出されるに至つたのであります。

本法律案の要旨は、学校給食が現在小学校等の児童のみに限定されてゐる現行法の適用範囲を中学校等の生徒に及ぼすとともに、公立小学校の設置者が、生活保護法に規定する要保護者で教育扶助を受けていない者、並びに政令で定める要保護者に対して、その負担すべき学校給食費を補助する場合に、国はその設置者に対して、政令で定めるところにより、予算の範囲内で補助することができると規定しようとするものであります。

本法律案は、二月二十日当委員会に付託され、二月二十三日提案理由の説明を聴取して以来、慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に当りましては、最後に河野正君よりきわめて熱心なる質疑が行われ、政府当局より答弁がございました。

その要旨について申し上げますと、第一に、中学校生徒の保護者で、経済困難なものに対する給食費の補助についてはどう考へてゐるか。第二に、栄養士、調理士等を置くことは、学校給食についてきわめて重要なことであるが、これらの人々の人件費については、保護者の負担に仰ぐことなく、国または地方公共団体が積極的に財源措置を講ずべきでないか。第三は、学校給食に關する経理について、学校給食に關する経費の支出が乱れてゐる疑いが多分にある、給食用物資の横流し等の問題が流出してゐる現状にかんがみ、当局はこれをいかにする方針であるか等でありました。以上のうち、第一点については、清瀬文部大臣より、将来財政上の余裕ができれば公立中学校関係の要保護者及び及ぼしたい旨の答弁があり、第二点については、小林管理局長より、全部の学校に栄養士、調理士等を置くには至つていないが、教員にできるだけ栄養の知識を持つてもらうよう栄養指導を行なつてゐる。第三点については、御指摘の節が多分にあると思はれるから、今後一そう引き締めて、学校給食の改善発展に努力したい旨の答弁がありました。詳細については速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて、三月十六日に至りまして質疑を終了、討論を省略して採決の結果、起立総員をもって採決の結果、きまものと決定した次第であります。

さらに、すでに中学校に給食をやるとすれば、定時制高等学校についてはいかにすべきかについて、理事会その他で種々協議が行われ、本法案について、すみやかに、定時制、特に夜間の

高等学校に給食を実施するよう、山崎委員より提案がございました。

次いで、自由民主党坂田道太君から、本法律案に対して、学校給食法にかかると学校給食の範囲を、夜間の定時制高等学校の生徒に對しても、可及的速かに拡大して適用するよう、政府において措置せられんことを望む。

この附帯決議案が提出せられ、採決の結果、起立総員をもって可決せられました。

すなわち、学校給食法の一部を改正する法律案は、附帯決議を付して、総員賛成のもとに議決せられたのであります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第七 日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件

○副議長(杉山元治郎君) 日程第七、日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長前尾繁三郎君。

日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件

日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

日本国とカンボディアとの間の友好条約

日本国及びカンボディア王国は、両国間の友好関係を一層強化することを希望して、友好条約を締結することに決定し、そのため、次のとおり全権委員を任命した。

日本国政府

外務大臣 重光葵

カンボディア王国政府

外務大臣 サムダイ・ブレア

ノロドム・シアヌーク ウパ

ユヴァレア殿下

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥協であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

日本国及びカンボディアは、両国間の永久の平和及び永続する友好関係を維持するものとする。

第二条

各締約国は、他方の締約国の主権、独立及び領土の保全を尊重することを約束する。

第三条

両締約国は、両国間に生ずることがあるいかなる紛争をも、平和的手段によつて解決することを約束する。

第四条

各締約国の外交代表及び領事官は、他方の締約国の領域内において、最惠国の外交代表及び領事官が同領域内で受けるすべての特権及び免除を、相互主義に基いて、享有するものとする。

同締約国は、両国間の経済的、財政的、技術的及び文化的協力関係を

強化することを目的とする諸協定を締結するため、交渉を開始するものとする。

両締約国は、科学及び産業の分野における知識及び技術上の経験の交換を容易にするため努力するものとする。

第五條

各締約国は、自国の領域へ移住することを希望する他方の締約国の国民に対し、その移住が両国の共通の利益をもたらすと認めたときは、できる限りの便宜を供与することに努力するものとする。

第六條

この条約は、各締約国の憲法上の手続に従つて批准されるものとし、ブノンベンで行われるべき批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この条約は、いずれか一方の締約国が一年の予告をもつて廢棄しない限り効力を有するものとする。

以上の証拠として、各全權委員は、この条約に署名調印した。

千九百五十五年十二月九日に東京で、日本語、カンボディア語及びフランス語により本書二通を作成した。解釈に相違があるときは、フランス語の本書による。

日本国のために

重光葵(署名調印)

カンボディアのために

N・シアヌーク(署名調印)

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔前尾繁三郎君登壇〕

○前尾繁三郎君 たいだいま議題となりました日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

カンボジアは、昭和二十四年独立国の地位を獲得して以来、終始一貫してわが国に対し友好的態度を示しておりまして、なかつく、一昨年には、対日賠償請求権を放棄することを声明し、また昨年には、連合国捕虜に対する戦争損害補償金の取得分を日本赤十字社に寄付する旨を申し出る等、その外交の基調を不変の親日政策に置いていることを表明しているものであります。また、昨年シアヌーク総理大臣兼外務大臣を長とする同国の親善使節団の日本訪問を機会に、両国間の友好条約の締結について話し合いが行われ、十二月九日、東京において、両国外務大臣の間で本条約が署名せられました。

本条約は、内容において、すでにわが国がアフガニスタンやイランとの間で締結しております修好条約と同様、両国間の友好関係を強化することを目的とし、平和の維持、主権、独立及び領土の尊重、外交官及び領事官の待遇等の両国間の基本的関係を規定しておりますが、なお、そのほかに、経済、技術及び文化協力関係の強化、移住者に対する便宜供与等についての規定も挿入してあるものであります。

本件は、二月十三日外務委員会に付託されましたので、委員会を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑が行われ、続いて、日本社会党櫻井七郎君

から、移民に關してはすみやかに予算その他万全の措置をとるべき旨等の政府に対する要望決議案が提出されましたが、これらの詳細については会議録に譲ることいたします。

かくて、三月十七日討論に入り、日本社会党櫻井七郎君、自由民主党北澤直吉君及び小会派クラブの岡田春夫君から、決議案をも含めて本件につきそれぞれ賛成の意を表明せられ、採決の結果、本件は全会一致をもってこれを承認すべきものと議決し、また、本要望決議案も全会一致をもって可決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

日程第八 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第八、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。法務委員会理事池田清志君。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三條中「百八十円」を「二百三十円」に、「五百四十円」を「七百四十円」に、「九百四十円」を「千二百二十円」に、「七百五十円」を「九百八十円」に改める。

第四條第四項中「九十円」を「二百二十円」に、「二百四十円」を「二百七十円」に、「九百四十円」を「千二百二十円」に、「七百五十円」を「九百八十円」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。
2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○池田清志君 たいだいま議題となりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、民事訴訟、刑事訴訟等における証人、鑑定人等の日当及び宿泊料の額は、その性質上、国家公務員が出張した場合の旅費の額を基準として定められております。今回、政府におきまして別に今国会に提出中の国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案は、先刻本院において可決せられた通りであります。これに應じまして、民事訴訟及び刑事訴訟における証人、鑑定人等の日当及び宿泊料、執行吏の取り扱ひ執行事件における証人及び鑑定人等の日当並びに執行吏の宿泊料につきましても約三割の増額を行おうとするのが、本案の趣旨であります。

法務委員会におきましては、慎重審議の後、討論を省略し、採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第九 昭和二十八年年度一般会計歳入歳出決算 昭和二十八年年度特別会計歳入歳出決算 昭和二十八年年度政府関係機関決算報告書

○副議長(杉山元治郎君) 日程第九、昭和二十八年年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十八年年度特別会計歳入歳出決算、昭和二十八年年度政府関係機関決算報告書、右各件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員長上林與市郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔上林與市郎君登壇〕
○上林與市郎君 たいだいま議題となりました昭和二十八年年度一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳出決算及び同政府関係機関決算報告書につきまして、決算委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和三十一年三月二十二日 衆議院會議録第二十五号 昭和二十八年年度一般會計歳入歳出決算外二件

本決算は、昭和三十年一月、第二十二回国会に政府より提出せられまして、決算委員会は、同年五月、政府よりその概要を、また会計検査院より同じく検査の概要を聴取した後、各省並びに各政府関係機関につきまして鋭意審議を重ねること三十数回、去る三月十六日これを了するに至ったのであります。

これらの決算につきまして、会計検査院が検査の結果経理上不当と認めた事項、及び是正させた事項として、検査報告に記載した件数は合計二千二百三十二件に上り、このほか、妥当と認めがたいものとして、それぞれの関係責任者に対し警告を発し改善を促した事項も多数あります。

これら不当事項及び是正事項を経理の態様別に見ますと、不正行為による被害金額が七千四百余万円、架空経理など法令または予算に違反して経理したものが二千四百余万円、検収不良などのため過渡となつておるものが九千八百余万円、補助金で交付額が適正を欠いておるため返納または減額を要するものなどが十一億六千八百余万円、災害復旧事業の査定に対する早期検査の結果により補助金の減額を要するものが百億二千四百余万円、歳入などで徴収決定が漏れていたり、その決定額が正当額を越えていたものが五億二千余万円、工事請負代金、物件購入代金などが高価に過ぎたり、または物件売り渡し代金などが低価に過ぎたと認められたものの差額分が五億千五百余万円、不適格品または不急不要の物件の購入など、経費が効率的に使用されず、いわゆる死に金を使ったと認められたものが十八億八千二百余万円、その他の雑件を含む

めて総額百四十八億千四百余万円に上つておるのであります。

決算委員会、昭和二十八年年度決算の審議に當つて、特にこれら不当事項並びに是正事項につきまして慎重なる検討を加えたのであります。その際各委員より特に指摘されましたことは、これら不当事項の責任者の処分がきわめて緩慢かつ軽きに過ぎるという点であります。すなわち、国の予算の執行に、かくも多数の過誤、怠慢あるいは故意による不経済使用が見られ、職員が汚職犯罪などが発生して莫大な国損を生じている事例が依然として、これら非違事項等については、直ちに監督者、実行者等の責任を追及して、一罰百戒、もつて将来への戒めとなすべきである、しかるに、これら関係者の処分を見ますと、大部分は国家公務員法その他の法律の定めによる懲戒処分に至らない訓告あるいは厳重注意等にとどまつてゐる状況であります。この程度の処分では非常に不徹底であり、このような点から一般行政官庁の国に対する責任観念の希薄を招くおそれがあり、この際、従来のような方針を反省して、各省とも改善刷新の実をあげるべきである旨の意見が開陳せられておるのであります。これに對して、鳩山内閣総理大臣は、去る二月二十二日の委員会におきまして、綱紀肅正については特に留意し、各省内部における内部監査あるいは監督機構の充実強化等についてさらに検討する旨答弁されたのであります。

本委員会は、昭和二十八年年度決算の審議を終了し、三月十六日採決に入つたのであります。その際日本社会党吉田委員から次の通り議決あらんことを望むとの動議が提出されました。すなわち、

昭和二十八年年度一般會計歳入歳出決算、同年度特別會計歳入歳出決算及び同年度政府関係機関決算報告書（未確認となつてゐた既往年度分を含む）につき左のごとく議決する。左記はいずれも不当と認める。

1. 裁判所所管
 - 職員の不正行為により国に損害を与えたもの一件
 - 総理府所管
 - 調達庁関係において
 - 建物の購入に当たり処置当を得ないもの一件
 - 返還財産の損失補償額の算定当を得ないもの等二件
 - 土地、建物の借料が過大に支払われたもの三件
 - 北海道開発庁関係において
 - 庁費を架空に支出して予算外に経理したもの二件
 - 工事の施行が粗雑で手直しを要するもの等五件
 - 職員の不正行為により国に損害を与えたもの二件
 - 自治庁関係において
 - 地方財政平衡交付金の交付が均衡を欠いたと認められるもの一件

不急の物品を購入したもの九件

物資器材の規格の決定当を得ないもの八件

物資器材の検収当を得ないもの二件

3. 法務省所管
 - 経理のびん乱してゐるもの一件
 - 工事の施行が当を得ないためひいて出来形が不完全なもの一件
 - 購入契約が適正を欠き、かつ、価格が高価となつたと認められるもの等二件
 - 職員の不正行為により国に損害を与えたもの二件
4. 大蔵省所管
 - 徴税に關し処置当を得ないもの等四十一件
 - 旧軍用財産の整理が著しく遅延してゐるもの等三十三件
 - 職員の不正行為により国に損害を与えたもの二件
 - 租税の徴収過不足又は徴収上の過誤を是正させたもの七百四十四件
 - 計七百八十件
5. 文部省所管
 - 公立諸学校施設整備等に対する国库補助（負担）金の経理当を得ないもの三十二件
 - 職員の不正行為により国に損害を与えたもの二件
 - 計三十四件
6. 厚生省所管
 - 国庫補助金等の経理当を得ないもの五十八件
 - 保険給付の適正を欠いたもの一件

燃料費を架空に支出して予算外に経理したもの一件

職員の不正行為により国に損害を与えたもの二件

計六十二件

7. 農林省所管
 - 直轄工事の経理当を得ないもの二件
 - 直轄工事の施行に当たり処置当を得ないもの等十八件
 - 機械の管理著しく当を得ないもの二件
 - 公共事業に對する国庫補助金の経理当を得ないもの等九百五十五件
 - 農業共済保険事業の運営が適切でないもの七件
 - 職員の不正行為により国に損害を与えたもの一件
 - 食糧庁関係において
 - 輸入米の購入および売渡に当たり処置当を得ないもの等五件
 - 小麦粉の加工および運送に当たり処置当を得ないもの等二件
 - 水産庁関係において
 - 事故発生後に保険引受した漁船に對し再保険金を支払つたもの一件
8. 林野庁関係において
 - 工事の出来高が不足してゐるもの三件
 - 国有林野整備に当たり処置当を得ないもの等二件
 - 職員の不正行為により国に損害を与えたもの二件
 - 計九百五十件
- 通商産業省所管
 - 機械類の管理等当を得ないもの等二件
 - 国庫補助金の交付について処置当を得ないもの等十三件

糖蜜の運送賃率の算出が実情に即しないもの一件
アルコールの生産計画等処置適切を欠いたもの一件
計十七件

9. 運輸省

公共事業に対する国庫負担金の経理当を得ないもの九十八件

10. 郵政省

予算の制をみだり給与を支給したもの一件
物品を過大に調達したもの一件
職員の不行為により国に損害を与えたもの十七件
計十九件

11. 労働省所管

失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの三件
労働者災害補償保険並びに失業保険保険料等の徴収不足を是正させたもの十一件
計十四件

12. 建設省所管

直轄工事の目的を達していないもの等十一件
公共事業に対する国庫負担金の経理当を得ないもの百六十四件
計百七十五件

13. 日本専売公社

塩田等改良事業費補助金の精算にあたり処置当を得ないもの二件
職員の不正行為により日本専売公社に損害を与えたもの二件
計四件

14. 日本国有鉄道

会計事務職員が架空名義により支払ひこれを領得したもの一件
部内発生した石炭がらをそのまま利

用しないで請負人持ち材料として工事を施行したもの等四件
軽便軌条等の貸付処置当を得ないもの等三件
石炭の荷役契約にあたり処置当を得ないもの等四件
職員の不正行為により日本国有鉄道に損害を与えたもの二件
機関車直通運搬契約を改訂しないで不利となつてゐるもの一件
計十五件

15. 日本電信電話公社

工事の計画当を得ないもの等三件
再用可能の電動発電機を売り渡し

16. 農林漁業金融公庫

農林漁業資金の貸付けにあたり審査または管理不十分なもの一件
総計 二二二九件
右のうち左記事項に対しては当局において特に留意すべき事項と認め

る。
(一) 補助金等の不当経理
補助金等に対する不当経理は千二百七十六件であつて、不当事項の総件数二千二百二十九件に對し五七パーセントの多額の割合となつてゐる。右はひつきより事業主体の作爲による虚構

の事実を当局者が看過したものである。
(二) 犯罪その他虚構の事実による不当経理
関係職員が犯罪またはその容

疑により国または政府関係機関に損害を与えたもの三十六件、架空経理、経理のびんぐ、直轄工事の経理当を得ないものなど七件計四十三件は関係職員の故意によるものである。
(三) 農業共済保険事業の不当運営
農業共済保険事業の運営については関係法令に依拠せず組合が支払共済金と未取掛金等とを相殺して決済してたり、損害の過大評価によつて共済金を不当に多額受領したり、共済金の支払いにあたり全部または一部を組合員に支払わず組合に保有して本来の目的外の支出に充ててゐるなどの事実があるのに当局者がそれを看過してゐるものが多数ある。

(四) 物資の調達管理、処分並びに工事に關する不当経理
物資の調達に當り価格の決定、または規格の決定など當を得ないもの不急の物品を購入したものの、検収の不良なものが多数あり、工事についてもその施行が粗雑なものまたは工事の出来高が不足してゐるのにそれが見のがされて設計どおりに完成したものととして請負金額の全額が支払われてゐるものも多数ある。しかして、物資の調達等は保安庁関係において数億円に上る不当金額があり、食糧庁にお

いては食糧の輸入、管理、輸送等に関し処置当を得ず国損をきたした金額は毎年度多額に上り本年度においてもまた数億円に上つてゐる。
以上一般、特別両会計、政府関係機関を通じて不当と認められた件数は総計二千二百二十九件の多数に上り前年度にくらべ四百十六件を増加してゐる。右増加は会計検査院が検査の重点を特に不当事項の多い補助金等の面に注いだ関係にもよるとはいへ、会計検査院の検査は人員と予算上の制約により十分でない事実にかんがみこの点を参酌すれば不当事項の件数は更に多数におよぶことも明らかである。この不当事項の原因、態様およびその是正上探るべき方策についてのもすでに明らかとなつてゐるにもかかわらず連年同種の事項が繰り返され会計検査院の検査のすすむにつれ増加の現状にあるのは、まことに憂慮すべき事態である。

前記(一)はひつきより関係者中のある者が仮装した書類を作成し外形を整えたことによるものであつてこの種偽び、よ、性のない証び、よ、による経理は会計を毒すること極めて大であつて厳に罰つしむべきである。前記(二)はその原因は多種多様であるが、関係職員のはなはだしい怠慢による事務処理の結果と認められるものがある。本件関係の歳出は国および政府関係機関の歳出中重要な割合を占めその経理はきわめて慎重であるべきである。元来こと国費などに関し周到な注意のもとに行はるべき経理事務にこのような事

実のあることは遺憾の極みとするところである。
食糧庁の経理事務は近時改善のあとが見られようであるが、病粟米の滞貨処分についてはよりよくその緒についたに過ぎない。本件については本委員会の昭和三十年十二月十六日重ねて行つた決議の趣旨の実現を計るべきである。

不当事項に關する責任者の処分の状況を見るにその責任の追及は概して軽く犯罪またはその容疑による不正行為によるものを除き他は有名無実に近い実情であつて、その処分といへども下級関係職員にとどまり、真に財務行政の重責を負つてゐる上級職員には及んでゐない。監督の地位にあつた者は自らその責任を負うかそうでないときはそれにふさわしい問責を行ふべきである。

要するに政府並びに政府関係機関においては不当事項の根絶につき事態に即応した根本的対策を速やかに講ずべきであり関係責任者殊に監督者はその重責を深く認識し過誤の絶減を期すべきである。
決算のうち前記以外の事項については異議がない。

なお、昭和二十八年年度決算検査報告に、早期検査により「昭和二十八年発生災害復旧事業の査定額を減額させたもの三件、農林省所管第一八〇六号運輸省所管第一九六六号建設省所管第二二〇〇号」あり、右は検査の結果昭和二十九年年度以降において補助金の減額となるものであつて、その額は百億二千四百余万円に及び、注目すべき事項と認めここに附記する次第である。

昭和三十一年三月二十二日 衆議院会議録第二十五号 重光外務大臣不信任決議案

以上決議すべき旨の動議が提出されました。

次いで討論に入り、自由民主党を代表して生田委員から動議の趣旨に賛成の旨の発言があった後、採決に入りましたところ、全会一致をもって吉田委員の動議の通り議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 各件を一括して採決いたします。各件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、各件は委員長報告の通り決しました。

○副議長(杉山元治郎君) この際暫時休憩いたします。

午後六時五十九分休憩

午後九時十四分開議

○議長(金谷秀次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

重光外務大臣不信任決議案(淺沼稻次郎君外五名提出)
(委員会審査省略要求案件)

○議長(金谷秀次君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、淺沼稻次郎君外五名提出、重光外務大臣不信任決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

淺沼稻次郎君外五名提出、重光外務大臣不信任決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。細迫兼光君。

重光外務大臣不信任決議案
重光外務大臣不信任決議案
本院は、外務大臣重光葵君を信任せず。
右決議する。

〔細迫兼光君登壇〕

○細迫兼光君 私は、提案者を代表いたしまして、ただいま上程されました外務大臣重光葵君に対する不信任決議案の趣旨説明を試みんとするものであります。(拍手)

まず、その主文並びに理由を朗読いたします。

主 文

本院は、外務大臣重光葵君を信任せず。
右決議する。

〔拍手〕

理 由

一、重光外務大臣の拙劣さによる外交のため日ソ交渉は事実上決裂し、政府の重要公約たる日ソ国交回復は今や不可能視されるに至つた。このことはわが国のアジアにおける立場をいよいよ孤立せしめるのみならず、抑留者の引揚を無期延期し、北洋漁業の操業を危たしならしめるものである。

一、重光外務大臣は昨年米國でのダレス氏との会談において、防衛分担金の取極において、さらに又原

水爆実験中止要請において自主独立の外交をまつた放擲し、アメリカ一辺倒の追随外交に終始した。

一、重光外務大臣のアメリカ追従自主性喪失の外交政策のためわが國の国連加入もついに不可能となり、わが國の国際社会復帰の絶好の機会を失うに至つた。

一、重光外務大臣は、アメリカの意を迎へることにききうきうとし國民の悲願たる日中國交回復に對してなんらの熱意を示さず、あまつさえ中華人民共和國周恩來首相の國交回復のための再三の呼かけをも無視し、日中間の正常なる國交樹立を意圖的に阻害している。

一、重光外務大臣は日比賠償交渉に當つて、わが國の經濟力を無視した入億ドル賠償案のみ、他のアジア諸國との賠償問題解決を困難ならしめるとともに、わが國の經濟にはなほだしい重圧を加へんとしている。

一、重光外務大臣は、わが國と韓國間の紛争解決につきなんら具體的積極的方策を樹てることなく、いたずらに遲延逡巡拱手傍觀するのみであつて、日韓國交回復は望み得べきもない。外務大臣の責任誠に重大である。

これが、この不信任案を提出する理由である。

〔拍手〕

以上は、この重光外務大臣不信任決議案の主文並びに理由の要旨であります。

以下、私は、いささかこれを敷衍して、諸君の理解ある御賛成を得たいと思ふのであります。(拍手)

すなわち、われわれは、まず第一に、このたびの日ソ交渉についての重光外務大臣の責任を追及しなければなりません。(拍手)日ソ交渉は、御承知の通り、昨年六月ロンドンにおいて開始せられ、それから月を積みすること十カ月、延々二十三日の交渉を持ったのであります。ついに今日の無期限休会の羽目に陥らしてしまつたのであります。西ドイツのアデナウアー首相が三日か四日でやつてのけた仕事を、一体何年かかつてやるつもりであるか。(拍手)これがために、ソ連との通商問題はもちろんのこと、緊急を要する漁業問題や抑留邦人の引き揚げ問題をも無期限のかたに押しやつてしまつたのであります。

漁業問題の重要性は、今さら言うまでもありません。今日、東支那海の漁業も自由でない。朝鮮海峡の漁業に至つては、不当なる圧迫に、漁業者は悲憤の涙に暮れております。(拍手)また、太平洋においては、アメリカの原水爆実験の脅威にさらされて、わが漁業は重大なる危機に立ち至つておる状態でありまして、漁業者、ことに沿岸中小漁業者は、大規模な漁業会社が北洋漁業に出向くことによつて、沿岸漁場の確保を、今日の生活の問題として、強く強く一日千秋の思いで待つておるのであります。(拍手)

さらに、抑留邦人の帰還につきましても、抑留せられておる本人の苦痛は申すに及ばず、留守家族は首を長くして日ソ交渉の妥結を待つておるのであります。(拍手)このことは、直接留守家族の陳情を聞かれた外務大臣のすてよく御承知のことであります。

今や、これらの沿岸漁業者や留守家族は、失望のどん底に泣いております。まことに外務大臣の責任は重大といわねばなりません。(拍手)

そもそも、日ソ國交の回復は、第三次鳩山内閣の選挙における公約の一枚看板でありました。(拍手)四十二万戸の住宅建設の公約も、防衛分担金を削減して社会保障費に回すという公約も、今や全く圓餅に帰した今日、ただ一つ國民が希望を鳩山内閣に寄せておつた日ソ交渉も、ついに無期限休会のふちに陥つてしまつたのであります。(拍手)

全く鳩山内閣は國民の投票を詐欺、横領したものといわなければなりません。(拍手)これらの公約によつて、衆議院百八十四名の議員當選者は、この際あらためて國民の信任を問うべきであつて、われらがさきに衆議院解散要求決議案を提出した理由の一つも実にここにあつたのであります。(拍手)

そもそも、その失敗は、困難なる領土問題を最終的にこの際解決せんとする見通しを誤まつた根本態度に出ておるのであります。(拍手)諸君、われわれは戦争を放棄してあります。われわれは、これを光榮とし、誇りとしております。当然に、外交交渉に当りましては、常に理路整然たる正しい主張を、堂々と、相手方はもちろんのこと、全世界に訴へて、もつてその貫徹を期さなければならぬのであります。

(拍手)領土問題について、われわれは、先に田中君が指摘しましたように、沖縄、小笠原とともに、南樺太、千島の返還を強く要求するものであります。(拍手)しかしながら、そのきわめて困難なる問題であることも、あわせて、われわれは見通しを持っておる

のであります。(拍手) 重光外務大臣は、かつて東京海上ミズーリ号の甲板において降伏文書に調印なさったことを覚えておられるではありませんか。

(拍手) この降伏文書には、「茲ニ『ポツダム』宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコト」と書いてあります。しこうして、そのポツダム宣言には、明らかに、『カイロ』宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」と書いてあります。なお、サンフランシスコ平和条約においても千島の領土権を放棄したのであります。こうした過去の経過をたどってきた千島、樺太問題でありますがゆえに、それがたとい南千島に限られようとも、満足な解決に達することが非常に困難であることは、およそ常識ある人が容易に見通し得るところでなければなりません。(拍手)

われわれの主張は、常に世界の何人をも首肯せしめる、堂々たるものでなければなりません。いやしくも世界の良識者が首肯し得ないような主張をなすことは、われわれの敵に値しななくてはならないのであります。(拍手) それは、せつかくの同情者を失うばかりではなく、今後の各方面の問題に対する日本の主張を力弱くするものであります。われわれの見通しにおきましては、領土問題は非常に困難である。しかし、不可能であるかといえ、決して不可能ではない。(拍手) 日本に社会党政権が確立せられ、返還の地域がアメリカの軍事基地にならないうという保障が客観的に成立したとき、それは可能となるのであります。(拍手) だから、領土問題については、

この際最終的な決定をなすべきでない。南千島というよりな、打ちな、不利益なところまでビロオドを打つべきでない。よろしく領土問題は未解決のままで保留しておくべきである。われわれはかつて外務大臣に忠告、要請をしたこともあったのであります。

(拍手) 普通の知識を持つ者なら、何人も同感すべきであります。よって、わが社会党は、戦争状態の終結と平和国家の回復を主眼とする簡潔な平和条約を締結し、そらして抑留者の帰国を早急に実現させ、引き続き通商問題、漁業問題、領土問題の諸懸案の解決を計画すべきであると決定いたしましたのであります。(拍手) 重光外務大臣は、この見やすき見通しをも持ち得ないで、ついでに今日の無期限休会に陥らしたものであります。(発言する者多し) 外交において最も重要なことは、言うまでもなく、精密的確なる見通しを持つて、しこうして、それに対する正確なる手を打つべきことであります。

(拍手) しかるに、重光外務大臣は、この正確なる見通しを持つ能力を持たないで、十月月の日時をむなしく費し、多大な国費を浪費せしめた責任は、断じて許すべからざるものといわなければなりません。(拍手)

次に問題となるのは、重光外相の、この日ソ交渉に当って、常に鳩山総理の早期妥結の希望の足を引っぱって、事をここに至らしめた責任であります。(拍手) すなわち、鳩山総理は、本年一月二十六日の記者会見において、領土問題をあと回しにするという意見を述べたのであります。朝日新聞の録音による速記は次のように報告しております。(拍手) 「問、日ソにしろ、日

比にしろ、それも通常国会中に仕上りたいというお考えですか。答、仕上りたいですね。そこでもまあ戦争状態終結の宣言をしたいというよりなことからはじまうて来て戦争状態終結の宣言をすれば当然にそれと同時に抑留者を帰さなくちゃあならん。領土の問題にして不当に占拠しているという理由はないものであるからして戦争を防止するためには必要な程度に限ってそらいうよう後日解決するといふような結果になつて行つてだね、日ソ交渉が片付きやしないかといふことをこい願っているわけだ。鳩山総理はこい言っておられるのであります。鳩山総理が、かねてから、日ソの国交回復だけは自分の手でやりたいと考えておられることは、外務委員会などによって明瞭であります。取られる発言によつて明瞭であります。私は、それを善意をもって信用しております。ほかに何もしておらない鳩山総理でありますから、さもありなんと思つておりました。

(拍手) しかも、自分の健康に自信がないので、早期に妥結に持つていきたいと考えられたことは当然であります。(拍手) 私は、この鳩山総理の個人的な希望を率直に善意を持って信用し、かつ歓迎しております。

私は、鳩山内閣が平和憲法を改悪して、再軍備、徴兵を強行しようとするきわめて危険な内閣であることを見抜きながらも、なお日ソ交渉の開始だけは党派を越えてこれに協力し、むしろこれを激励する態度をとったことは、御承知の通りであります。(拍手) 日ソ交渉の開始当初は、いまだ保守合同が成立していなかった以前であ

りましたからして、外務委員会は、日ソ交渉をぶちこわそうとする自由党の諸君と、日ソ交渉を早期に妥結せしめんとする社会党と、この在野の両党の論争の場となるというより奇妙な情景を呈したのであります。(拍手) この間にあって、重光外相は、常に懸案の同時解決を主張し、領土問題を鳩山総理が漏らしたごとくあと回しにしない限り、今日の行き詰まりに達することを、口をすくして忠告したにかかわらず、ついに、今日、事ここに至らしたのであります。(拍手) これ、この日ソ交渉においての重光外相の大失敗敗が、われわれの不信決議案を提出する第一の理由であります。(拍手)

次に、日中問題に対する重光外務大臣の無能ぶりを糾弾しなければなりません。中国の周恩来首相は、今年の一月三十日に、中国人民政治協商會議第二期全国委員会におきまして、次のように申しております。すなわち、中国の政府は、去年の八月十七日と十一月四日と二回にわたつて、日本政府に対し、阿國政府が關係を正常化し、従来の問題について話し合いをすることを提案した、こいいうことであります。私どもは、この周恩来首相の発言によつて、それまでも二回にもわたつて周恩来首相から日中交渉についてわが政府に申し入れがあったという事実を、むしろ初めて知つたのであります。(拍手) しかも、二月十一日に、この三回にわたる周恩来首相の申し入れに對しまして、日本政府は何らの返事をしておらないと申しております。私どもは、この間におきまして、重光外務大臣が日中の国交回復あるいは貿易の促進につきまして何らの熱意を持つて

いないという事実を知つたのであります。去る本会議におきまして、わが党の鈴木委員長が、重光外相は中国に對して何らの手を打つておらないといふことを質問いたしましたのに對しまして、重光外務大臣は、何の手を打つたかと答弁をいたしましたのでございませう。全く、一國の外務大臣の答弁といいたしまして、驚き入つた答弁でございませう。(拍手) 多大の金額、努力を費しまして、お互いに見本市までを開設、交換をいたしておきながら、貿易の諸方面では、日中の貿易の回復とその促進をまことに熱望いたしておられます。しかるにかかわらず、重光外務大臣は、これら日本國民、日本実業家の希望すらもその耳に入れないのであります。そらうして、中国に對しまして何の手を打つてよいか、さっぱりこれがわからぬのであります。(拍手)

私も、この中国に對する問題が非常にむずかしい問題であることは、百も承知いたしております。それは、すなわち、台湾政府をすでに承認しておるという事実にかかつてあります。しかしながら、周恩来首相は、常に注意深く、台湾政府の承認という事実は何ら日中の国交回復を妨げるものではないとまでつけ加えておられます。しかるにかかわらず、重光外務大臣は、この間に処しまして、全く何の手を打つていかわからないで立ちすくんでおる。わずかに、あの見本市をお互いに開催することを承認しておる程度でございまして、しかも、それのためにやつて参りました中国の方々に對しまして、法律の端々を適用いたしまして、その帰国に際しまして、指紋をとるとかとならないといふような好ましくない

ところの事態を引き起したのであります。(拍手)これは、直接にはもちろん法務省の問題でありますけれども、外務大臣たる重光氏において、大所高所からこの円滑なる進行を促進することは、決して不可能なことではなかつたのであります。(拍手)こういう状態におきまして、中国との関係はいつ回復し、われわれの生存に絶対必要な中国との貿易もいつ促進されるか、いつ一体われわれの目的が達せられるか、全く五里霧中であるといわなければなりません。(拍手)

御承知のように、台湾、中国だけのことを見ても、全くばからしい商売をしておりません。台湾からたゞさんの砂糖を輸入いたしております。この協定値段は何と百五十ドルでございます。ニューヨークにおける世界の砂糖相場は六十九ドル四十五セントである。これは、日本のお金に換算すれば、その間に約一万円の差があるのではありませんが、キューバからでも、どこからでも、六十九ドル四十五セントで輸入できるところのこの砂糖を、わざわざ台湾から百五十ドルで輸入しておる。こういうばかな商売をしておる。(拍手)一方、輸出の方を見ても、硫安を一例としてみましょう。硫安におきましては、台湾に輸出しておるのは幾らであるか、五十八ドルから六十ドル、一方、中国におきましては六十四ドルから五ドルで引き受けようといはれております。しかも、その安い方の台湾には三十万トンになんなんとする輸出をいたし、高く買おうとする中国の方にはわずかに見本程度のものしか出しておらない、こういうようばかな商売がどこにありますか。

(拍手)こういうことをやっておりますならば、すなわち、高いものを探して買ってくる、安いところを探して売っていくというやうな商売をいたすならば、これでは日本の経済はたちまち破産でございます。(拍手)国においてこういう商売を続けますならば、これは亡国の商売でございます。(拍手)こういうことを、てんとして顧みず、これの打開策を講ずるの道を知らない。しかしながら、こういう不合理な商売のよつてきたところの原因は、一にアメリカ一辺倒の外交政策に基因すること、二は説明するまでもありません。(拍手)すなわち、中国との貿易を止めるというやうな脅迫におびえてのことです。われわれは、この問題、すなわち、中国と日本との国交回復の問題につきまして、まことに、この決議案に申ししますとくに、袖手傍観、なすところを知らざる重光外務大臣の責任を、ここに追及せざるを得ないのであります。(拍手)

次に、身近な日韓問題、韓国に対する問題はいかがでありますか。全くこれ袖手傍観、なすところを知らない状態。かつて、広島原子爆弾禁止の世界大会に、世界各国からほとんどその代表者がやつて参りました。政府は、最初ソ連あるいは中国の代表の入国を拒否いたしておりましたが、強い要望のもとに、ソ連あるいはポーランド、中国の代表は、ついに入国を許可するに至りました。しかしながら、とうとう北朝鮮の代表には一歩も日本に入れることを許さなかつたのであります。このように、全く韓国の李承晩のときげんを損することをおそれ、はれ

ものにさわるがごとくに、何らの手を打つことがない。重光外相は、ただ李承晩のときげんを買うことによつて、この韓国問題の解決の糸口を見つけようとのみいたしておるのであります。(拍手)これは外交ではございません。われわれは、韓国に對しては、決して戦力を用いてなどということは考へておりません。主張いたしておきません。しかしながら、朝鮮海峡におきましますところの不当なるあの李承晩ライン問題につきまして、われわれは、その解決の一日も早からんことをいねがい、この促進に外務大臣は決起することを要求してやまないものであります。(拍手)いたすに李承晩のときげんを損することのみおそれおののものを持たない。われわれは、これに對しまして、よろしく世界の世論を喚起し、不当なる李承晩ラインに對しまして、世界的な正義の聲によりまして李承晩の反省を促し、そこに解決の糸口を求めんとするものであります。

(拍手)今や、かくのごとくいたしまして、韓国問題は全くその打開の希望を失つた状態にありまして、これまた外務大臣の重大なる責任と申さなければなりません。(拍手)さて、重光外務大臣は、アメリカに對するところのアメリカ一辺倒の態度のみは一貫しておるのであります。かつて、衆議院におきまして、参議院におきまして、原水爆の実験禁止の決議をいたしました。衆議院の決議は、もちろん、英、米、ソ連に對し、その国際協定の成立するように、こういう要望を伝達するといふところの決議でありました。しかしながら、参議

院の決議は、ごろつと趣きを異にいたしました。その協定ができるまでは、政府において原水爆実験禁止に要する手段をとるべきであるといふ趣旨であつたのであります。しかるに、重光外務大臣は、この国会における決議を何ら顧慮するところなく、実行するところがなかつたのであります。(拍手)ただ、衆議院においてかくのごとき決議があつた、参議院においてかくのごとき決議があつたといふことを伝達するにとどまつたのであります。一つのメッセージ・ボーイにすぎなかつたのであります。(拍手)この原水爆実験禁止の問題は、われわれの眼前に迫つておる緊急な問題であり、重光外務大臣は、ことに国会の決議もあることであります。全力をあげて、この決議の実行、すなわち、原水爆実験禁止のために奮闘いたさなければならぬ責務があるといわなければなりません。(拍手)しかるに、單なるメッセージ・ボーイに終りまして、この国会の決議を無視いたした結果に相なることは、これまた許すべからざることであります。(拍手)

かくのごときアメリカ追随主義の根本方針は、あらゆる方面にその露頭を呈示いたしました。あの防衛分担金の取りきめのごとき、長きにわたるところの日本の不利益を固定してしまひました。すなわち、元來アメリカの駐留軍の費用はみずからこれをまかなうべきであり、われわれがこれを分担しなければならぬ理由は少しもないのであります。(拍手)しかるに、いかに、われわれ国民の要望によるからして、これを共同事業であるからして、阿々半分ずつ分担すべしといふがごと

き、全く卑屈なところの態度により、この重大問題を永久化したのであります。(拍手)しかのみならず、去年の八月、重光外務大臣がアメリカに渡りましてダレスとの会談を行いました。共同声明を發表しまして、ついに、あの、わが国の海外派兵を約束するがごときことまでも取りきめて参つたのであります。(拍手)重光外務大臣は、この海外派兵のことにつきましては、力を込めて否認をいたしておるのであります。が、その正文には、かくのごとく出ております。日本はできるだけすみやかに自国の防衛のための第一次責任をとり、かくて西太平洋における國際の平和と安全の維持に寄与することができるような諸条件を確立するため、実行可能なときは何となくでも協力できる基礎に立つて協力すべき、努力すべきことが合意された、このコミニケは言つてゐるのであります。これがアメリカの官邸筋から發表いたされまして、その真意が、日本も、西太平洋地域における安全のためには海外派兵も辞さないものであり、その責任を同

意したものであると發表せられます。や、重光外務大臣は、周章ろうばいいたしまして、あたかも、このことが海外派兵を意味しないものであるかのごとくに否認をいたしました。(拍手)しかしながら、アメリカの官邸筋の言ふところのこの發表は、従来の慣例より見まして、相当有力なるアメリカの官邸からの發表であることは確かであり、日本の通信によりまして、われわれの耳にも達したのであります。が、今重光外務大臣が口を強めてこれを否認しよ

りとしても、この事実は決して消えないのであります。(拍手)すなわち、この海外派兵までも約束するがとき重大なることを、この議会の同意を得ずして、われわれの上に、責任をかぶせてきたということは、まことに許すべからざるものであります。(拍手)

かくのごとくいたしまして、重光外務大臣は、日ソ交渉の失敗に重ねまして、日中国交回復についても何らなすところなく、また、韓国との懸案の解決にも何らの施すところがなく、また、原水爆の実験禁止の問題につきまして、国会の決議を無視するに至りまして、われわれの国政、ことに、その重大なる外交問題を負担せしめることの国務大臣として、全くその資格のないことをここに表明いたしました。フイリピンとの賠償問題における、また、軽率なるこれのみ込みなどに至っては、言語道断であります。(拍手)

以上、数々の理由によりまして、私は、ここに、重光外務大臣がその任にあらざることを指摘し、その不信任決議案を提出いたしましたものであります。よろしく諸君の御賛成をお願いいたします。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これより討論に入ります。竹山祐太郎君。

〔竹山祐太郎君登壇〕
○竹山祐太郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま提案の重光外務大臣不信任案に反対をいたすものであります。(拍手)

ただいま長々と提案理由をよく伺いましたけれども、どこに不信任の理由があるのか(発言する者多く、議場騒然、拍手)いかに考えても、一体、一年も前の古い外交問題を繕うに並

べたからといって、どうして不信任の理由になりますか。(拍手)今の演説は、要するに、外交問題繕うに過ぎません。世間がいろいろに、社会党は選挙法反対のために不信任案を出したというならば、いさぎよくそうだとおっしゃればいい(発言する者多く、議場騒然、拍手)そうでないならば、私は最も好意的に考えて、日ソ交渉の問題について不信任案を出されたというならば、先ほどの本会議において、大臣の報告及び質疑応答を通じて、事態はきわめて明白であります。(発言する者多し、拍手)これに私は何らつけ加える必要は感じませんが、しいて言うならば、総理大臣も打ち切るとは言っていない。漁業問題も、同胞帰還の問題も、今後努力をすると言っておるのではありませんから、国民の御心配は御無用であります。(拍手)

今さら、私は、社会党の不明確な一々の理由について弁駁するほどの勇氣もありません。われわれは、ここに、重光外務大臣の不信任案に断固として反対をいたすものであります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 松本七郎君。

〔松本七郎君登壇〕
○松本七郎君 私はただいま議題になつております重光外務大臣不信任案に反対し、全面的に賛成の意を述べんとするものでございます。(拍手)

ただいま、竹山議員から、反対の理由として、どこに理由があるかわからないというお言葉がございましたが、重光外務大臣の失政は、皆さん方にはわからないほど、それほどたくさんあるものであります。(拍手)今、竹山さん

は、総理大臣や外務大臣がこれから努力をするからいいではないかと言われまして、それだけでも、その努力の仕方、方法に実は問題があるのでございます。(拍手)今回の日ソ交渉がこのような暗礁に乗り上げ、まあ、これは、いわば事実上は決裂に近い状態に陥つたにつ

きましては、結局、これは、重光外務大臣の基本的な外交政策にその責任があると思ふのでございます。(拍手)

鳩山総理大臣は、この日ソ交渉の国交回復の必要なるゆえんをしばしば述べられて、それは、両国の戦争状態を早く終結することが世界の平和のためであり、アジアの平和、日本の利益である、こういう立場に立つてこれを公約されたことは、御承知の通りでございます。そのことが、実は長年政権を担当しておつた吉田内閣にかかわることができた大きな原因であると私は思うのでございます。(拍手)しかしながら、その鳩山さんの気持を受けて具体的にこの問題を解決しなければならぬ責任を負つておられる重光外務大臣の外交政策は、普通の権力外交から一歩も出ておられないのでござい

ます。(拍手)

しかも、重光外務大臣は、しきりに、日本はそんな力はないんだということを言われる。皆さんもそう言われるでしょう。ところが、その無力な日本の外交を、どこか知らぬ、よその国のトラの威力をかりてやつておられるに、今日の日本の悲劇があるのでござい

ます。(拍手)重光外務大臣は、私どもと委員会ではいろいろ質疑応答をかわしておるときに、いつも、主張すべきことはどこまでも主張すると、こり言われる。もちろん、理屈に合った正

しい主張を主張されることに、われわれは異論を唱えるものではない。理屈に合った正しい主張を貫徹するのには、ある程度時日を要する、これも私もはあえて非難しようとは思わないのでござい

ます。ただ、問題は、国際的な世論に合った、また、国際的な道理にかなった主張でなければなりません。(拍手)今までやられておられるこの政府の説明を見ましても、ここに問題を列挙すればたくさんござい

ます。時間がございせんから、数点だけ皆さん方に御披露したい。

まず、いつも問題になる、わが党が領土の問題のことを持ち出せば、皆さん方はすぐ騒ぎ立てますが、しばらく、いかなるゆえんでこのような主張をなさなければならぬかということ

を聞いていただきたい。御承知のように、千島の問題については、衆参両院の外務委員会です、すいぶん長い間議論をかわされてきております。ところが、以前の草葉政務次官、あるいは以前の西村条約局長などの答弁は、御承知のように、サンフランシスコ条約においては、歯舞、色丹は千島に入っており、

おられないけれども、その他は全部千島に含まれて、放棄しておられるという立場をとつておられるのでございます。この点については、外務委員会でも、わが党の森島委員から、非常に綿密な、突っ込んだ質問がなされておりますが、それを一々ここでは申しません。ただ、一歩譲つて、今日の田下条約局長の答弁を見ますと、サンフランシスコ条約でも結局これはきまらなかつたのだと言つておられるのであります。国際的に、連合国は、この千島の問題について

はつきりした決定はすることができなかつた、その責任は連合国にあるのでござい

ますと、こういう答弁をいたしておるのでございます。(拍手)こりいふことになりまして、たとえば、この領土はおれの領土だという主張をソビエトにします。もちろん、その主張として、一時これは向うの意向を打診する程度なら差しつかえないでしょう。しかし、国際的に連合国の間での最終決定もなされておらない問題を、最後まで固執して、その連合国の一員でしかないソビエトとの間の国交回復の条件としてがんばるといふことは、これほどしても理屈に合わないところなのでござい

ます。(拍手)かりに、ソ連が譲歩いたしました、この領土の問題が日本とソ連との間では解決したとい

たしまして、連合国の間ではまだ最終的な決定はなされておらないという結果になるではございせんか。(拍手)そういうことをソビエトの方がおいそれと承諾できないことは、これは当然といわなければなりません。今までアメリカやイギリスがこの日本の皆さん方の主張を支持した証拠があるならば、一つ見せてもらいたい。(拍手)そういうふうな道理に合わないことを種々まじめにしようとしておられる魂胆が明らかになって参つたのでござい

昭和三十一年三月二十二日 衆議院會議録第二十五号 重光外務大臣不信任決議案

ない、こう言われる。(発言する者あり)ところが、重光外務大臣は、かねがね自主独立外交ということを標榜されながら、実際には自主性も何もないような外交政策を今までやってきておるではありませんか。

先般、私も、この外務大臣の考え方として一番大事な点、つまり、御承知のように、今アメリカは依然として力によって自分の主張を押しつけているという力外交を押し進めておる。本年の年頭一般教書におきまして、米国のアイゼンハワー大統領は、この平和を維持するためには、あくまでも原子爆弾、水素爆弾が必要であるという立場を明らかにしておるのでござい

ます。この考え方を、一体、日本政府は支持するのかもしれないか、こういうところについて答弁を求めましたところ、驚くなけれ、外国の政府首脳の言うことについて批評がましいことはできませんというのが、今日の外務当局の態度なのであります。(拍手)これで、一体、諸君は、自主独立外交ということが言えますか。こういう態度をとっておられるからこそ、重光外務大臣は、昨年の八月にアメリカに渡った際に、日本をリスにたとえてまして、このかわいらしいリスのように、どうぞ日本をかわいがってくれと言ったではございせんか。(拍手)重光外務大臣、あなた自身はあるいはリスかもしれないけれども、日本国民は断じてリスではないというのを肝に銘じておくべきだと思ひます。

また、今回ダレス國務長官が日本に参りましたときに、二時間半にわたって反共演説を拝聴しておるに至りましては、自主独立外交いすくに消え去り

たりやといわざるを得ないのでござい(拍手)ます。このようなことは、あくまでも日本の独自の判断でできるべきである。外務大臣が、わざわざよその国に出かけて、そこで、ソ連がどうの、中国がどうの、だからお前たちは反共の世論をもっと盛んにせいななどというおせっかいを、一言でも反駁したことがありませんか。(拍手)今までロンドンで長い間交渉されました松本全権は何と云っておるか。この国交正常化は、日本の自主外交の第一歩である、さらに、アジアの孤児である日本がそれから脱する唯一の道であると喝破しておるではございせんか。

このように、日ソ交渉が成立して国交が回復することは、大きくいえば、平和のために、また、いろいろの諸懸案を結局早く解決する一番賢明な道であるというところは、識者が全部これを承認しているところではございせんか。昨年の七月に、参議院の外務委員会におきまして、わが党の羽生議員がこのことについて質問いたしましたときに、鳩山総理大臣は、どうしてこの日ソの国交回復の念願は成立させます、こういうことを言って、そこで涙を流した外でございせんか。そのときに、重光外務大臣、あなたは鳩山総理の肩に手を当てる、そして、劇的な場面を展開したほどであったではございせんか。このときに、岸幹事長は、いや、あれは涙ではない、暑かったから汗をかいたのだなどと、あとで言いわけをしておりましたけれども、とにかく、非常に感

さわまつて、この成立に首相は熱を入れておられたことは、間違いないのでございせんか。昨今の総理大臣は、あしたに、夕べに、百八十度の転換をたびたびやられるような状態でございせんか、これまたあまり当てにはならないかも知れませんが、少くとも、私は、今日までの外務大臣の実績にかんがみましますならば、この際外務大臣を更迭させることこそ、この日ソ交渉を成功させる早道であると思ひのでございせんか。(拍手)

昨日の朝日新聞によりますと、ロンドンの森特派員の報道といたしまして、相当重光外務大臣の外交政策に批判を加えております。これまで、皆さんも朝日新聞の論調を知らんになればわかりますが、非常に重光外交に対しては好意的であつた。これを、むしろ支持してきておりました。それが、今回このような批判を朝日新聞が載せたというところに、大きな意義を私どもは感じるのでございせんか。(拍手)その内容は、もう一々御紹介いたします。結論だけを申し上げますと、この新聞の論評はこういうことを言つております。結局これは内政が外交を牽制した結果である、こういうことを言つておるのでございせんか。(拍手)

自由民主党の中には、今日のこの外交政策をまことに適評した言葉が書かれておる、これは自由民主党の議員の言われておることではございせんか、現在、自由民主党には外務大臣がたぐさ

んおる、外務大臣心得ばかりじゃなしに、心持まであるというのを言われておるのでございせんか。(拍手)このような多元外交をすみやかに脱却して、すみやかに、自由民主党も、一人でけつこうですから、ほんとうの外務大臣を立てるべきであると思ひます。(拍手)

そういう意味で、私は、一刻も早く重光さんの退陣を要求する意味において、この不信任案に全面的に賛成をする次第でございせんか。(拍手)

○議長(金谷秀次君) ただいまの松本君の発言中、もし不穏当の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることといたします。

これにて討論は終局いたしました。本案につき採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

○議長(金谷秀次君) 投票漏れはありますか。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

○議長(金谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

○議長(金谷秀次君) 投票の結果、重光外務大臣不信任決議案は否決されました。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 右の結果、重光外務大臣不信任決議案は否決されました。(拍手)

浅沼稻次郎君外五名提出重光外務大臣不信任決議案を可とする議員の氏名

阿部 五郎君	青野 武一君	赤路 友藏君	赤松 勇君	中村 高一君	中村 時雄君	中居 英太郎君	中島 謙君	成田 知巳君	永井 勝次郎君
浅沼 稻次郎君	有馬 輝吉君	井谷 正吉君	井上 良二君	伊瀬 幸太郎君	伊藤 好道君	池田 龍治君	石橋 政嗣君	石富 稜人君	今澄 勇君
受田 新吉君	大西 正道君	岡本 隆一君	片島 章君	勝岡 清一君	神近 市子君	川俣 清吉君	河野 正君	木原 津良君	北山 愛郎君
栗原 俊夫君	小牧 次生君	佐々木 三三君	佐竹 新市君	佐藤 觀次郎君	櫻井 奎夫君	島上 善五郎君	杉山 元治郎君	鈴木 義男君	田中 義之進君
田中 稔男君	多賀 谷眞君	滝井 義高君	辻原 弘市君	堂森 芳夫君	中居 英太郎君	中島 謙君	成田 知巳君	永井 勝次郎君	

昭和三十一年三月二十二日 衆議院會議録第二十五号 議長の報告

西尾	末廣君	西村	榮一君
西村	彰一君	西村	力弥君
野原	覺君	芳賀	貢君
長谷川	保君	原	茂君
原	彪君	日野	吉夫君
平岡忠次郎君		平田	ヒデ君
福田 昌子君		古屋	貞雄君
帆足 計君		徳積	七郎君
前迫 兼光君		細田	清吉君
前田榮之助君		正木	満君
松井 政吉君		松尾トシ子君	
松岡 駒吉君		松平 忠久君	
松原喜之次君		松前 重義君	
松本 七郎君		三銅 義三君	
三宅 正一君		三輪 壽壯君	
門司 亮君		森 三樹二君	
森島 守人君		森本 靖君	
八百板 正君		八木 一男君	
八木 昇君		矢尾喜三郎君	
安平 鹿一君		柳田 秀一君	
山口シツエ君		山口丈太郎君	
山崎 始男君		山下 榮二君	
山田 長司君		山花 秀雄君	
山本 幸一君		横錢 重吉君	
横山 利秋君		吉田 賢一君	
渡邊 惣藏君		岡田 春夫君	
川上 貫一君		小山 亮君	
中原 健次君			

否とする議員の氏名

阿左美廣治君	相川 勝六君
逢澤 寛君	愛知 揆一君
青木 正君	赤城 宗徳君
秋田 大助君	浅香 忠雄君
荒船清十郎君	有田 喜一君
有馬 英治君	安藤 覺君
五十嵐吉藏君	井出一太郎君
伊東 岩男君	伊東 隆治君
伊藤 郷一君	生田 宏一君
池田 清志君	池田 勇人君
池田正之輔君	石井光次郎君
石坂 繁君	一萬田尚登君
稻葉 修君	犬養 健君

今井	耕君	今松	治郎君
宇田	耕一君	宇都宮	德馬君
植木	庚子郎君	植村	武一君
白井	莊一君	内田	常雄君
内海	安吉君	江崎	真澄君
遠藤	三郎君	小笠	公韶君
小笠原	三九郎君	小川	半次君
小澤	佐重喜君	大藤	唯男君
大石	武一君	大久保	次郎君
大倉	三郎君	大島	秀一君
大高	康君	大坪	伴雄君
大野	市郎君	大野	伴陸君
大橋	忠一君	大平	正芳君
大村	清一君	大森	玉木君
太田	正孝君	岡崎	英城君
荻野	豐平君	加藤	精三君
加藤	高藏君	加藤	常太郎君
加藤	鏑五郎君	鹿野	彦吉君
上林	山榮吉君	神田	博君
龜山	孝一君	唐澤	俊樹君
川崎	末五郎君	川崎	秀二君
川島	正次郎君	川野	芳滿君
川村	善八郎君	菅	太郎君
菅野	和太郎君	木崎	茂男君
木村	俊夫君	木村	文男君
菊池	義郎君	岸	信介君
北	吟吉君	北澤	直吉君
北村	德太郎君	吉川	久衛君
清瀨	一郎君	久野	忠治君
草野	一郎平君	楠美	省吾君
熊谷	憲一君	倉石	忠雄君
黑金	泰美君	小泉	純也君
小枝	一雄君	小島	徹三君
小平	久雄君	小林	郁君
小林	鎬君	小山	長規君
河野	一郎君	河野	金昇君
河本	敏夫君	高村	坂彦君
額額	彌三君	佐々木	秀世君
齋藤	憲三君	坂田	道太君
櫻内	義雄君	笹本	一雄君
笹山	茂太郎君	椎熊	三郎君
椎名	悅三郎君	重政	誠之君

篠田 篤泰君	福井 盛太君	廣瀨 正雄君	平塚常次郎君	原健三郎君	林唯毅君	早川崇君	濱地文平君	入田貞義君	長谷川四郎君	馬場元治君	野田武夫君	野澤清人君	西村直己君	二階堂進君	長井源君	永田亮一君	中山マサ君	中村庸一郎君	中村三之丞君	中曾根康弘君	中垣國男君	床次德二君	德田與吉郎君	網島正興君	塚原俊郎君	中馬辰猪君	竹山祐太郎君	竹内俊吉君	高橋等君	高橋達之助君	高岡大輔君	田中正巳君	田中龍夫君	田中伊三次君	田口長治郎君	關谷勝利君	薄田美朝君	鈴木善幸君	助川良平君	周東英雄君	篠田弘作君
福水健司君	福田越夫君	福井順一君	平野三郎君	原捨恩君	林博君	林讓治君	濱野清吾君	花村四郎君	島山鶴吉君	橋本登美三郎君	野依秀市君	野田卯一君	根本龍太郎君	丹羽兵助君	南條徳男君	永山忠則君	仲川房次郎君	中山榮一君	中村寅太君	中村梅吉君	中嶋太郎君	內藤友明君	徳安實藏君	渡海元三郎君	辻政信君	塚田十一郎君	千葉三郎君	竹尾弍君	高見三郎君	高瀬傳君	高木松吉君	田村元君	田中久雄君	田中角榮君	田子一民君	園田直君	世耕弘一君	鈴木直人君	鈴木周次郎君	杉浦武雄君	白濱仁吉君

○議長（益谷秀次君）この際暫時休憩いたします。

午後十時三十六分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかった」

出席國務大臣

藤枝	泉介君	藤本	捨助君	古川	丈吉君	古島	義英君	松浦	周太郎君	町村	金五君	松岡	松平君	松永	東君	松本	瀧藏君	三木	武夫君	水田	三喜男君	宮澤	胤男君	村松	久義君	森	清君	森山	欽司君	山口	好一君	山下	春江君	山中	貞則君	山本	勝市君	山本	正一君	山本	友一君	山本	重次君	横川	吉盛君	米田	良夫君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君
船田	中君	古井	喜實君	保利	茂君	保科	善四郎君	松浦	正男君	松岡	松平君	松永	東君	松本	瀧藏君	三木	武夫君	水田	三喜男君	宮澤	胤男君	村松	久義君	森	清君	森山	欽司君	山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君				
古川	丈吉君	古島	義英君	松浦	周太郎君	町村	金五君	松岡	松平君	松永	東君	松本	瀧藏君	三木	武夫君	水田	三喜男君	宮澤	胤男君	村松	久義君	森	清君	森山	欽司君	山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君						
松浦	正男君	松岡	松平君	松永	東君	松本	瀧藏君	三木	武夫君	水田	三喜男君	宮澤	胤男君	村松	久義君	森	清君	森山	欽司君	山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君												
松野	頼三君	松本	瀧藏君	三木	武夫君	水田	三喜男君	宮澤	胤男君	村松	久義君	森	清君	森山	欽司君	山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																
松山	義雄君	三田	村武夫君	南	好雄君	村松	久義君	森	清君	森山	欽司君	山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																				
三田	村武夫君	南	好雄君	村松	久義君	森	清君	森山	欽司君	山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																						
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村	新治郎君	山本	衆吉君	山本	利壽君	山本	太郎君	吉田	重延君	早稻田	柳右三郎君	亘	四郎君																																
山口	喜久一郎君	山崎	巖君	山手	滿男君	山村																																													

建設大臣	馬場	元治君
國務大臣	大麻	唯男君
國務大臣	太田	正孝君
出席政府委員		

内閣官房長官 根本龍太郎君
国家消防本部長 鈴木 琢二君

法務政務次官	松原 一彦君
外務政務次官	森下 國雄君
外務省参事官	去見 晋作君

大藏政務次官 山手 滿男君

大蔵省主計局次長 宮川新一郎君
厚生大臣官 小山進次郎君
房務課長

厚生省社会局長 安田 巖君

既を省略した報告

及、大總統就任式典に參列するた

と議決した旨内閣に通知した。

第十九条の規定による次の報告を受領した。

一九五五年の国際労働総会で採択された条約及び勧告に関する報告書

と通り理事を補欠選任した。

高橋 等君（理事高橋等
君去る九日委員辭任につ

きその補欠)

松浦周太郎君(理事江崎眞登君去る一日委員辞任に

つきその補欠

宮澤 胤勇君（理事宮澤胤

勇君去る三日委員辭任に
つきその補欠)

石橋 政嗣君（理事下川儀
太郎君去る一日委員辭任
（つぎその補欠）

昭和三十一年三月二十二日 衆議院會議録第二十五号 議長の報告

大蔵委員会

理事 有馬 英治君(理事有馬英治君去る十六日委員辞任につきその補欠)

商工委員会

理事 永井 勝次郎君(理事永井勝次郎君去る九日委員辞任につきその補欠)
一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

大村 清一君 小金 義昭君
薄田 美朝君 福井 順一君
栗山 博君 横井 太郎君
成田 知巳君 足立 篤郎君
加藤 精三君 田中 久雄君
濱野 清三君 山本 勝市君
地方行政委員
青木 正君 木崎 茂男君
渡海元三郎君 吉田 重延君
坂本 泰良君 大橋 武夫君
加藤 謙五郎君 福田 越夫君
松浦 東介君 福田 越夫君

法務委員 片山 哲君
外務委員 遠藤 三郎君
重政 誠之君 遠藤 三郎君
大蔵委員 遠藤 三郎君
浅香 忠雄君 遠藤 三郎君
福田 越夫君 山本 勝市君
木崎 茂男君 重政 誠之君
薄田 美朝君 濱地 文平君
文教委員 田中 久雄君
北村 徳太郎君 田中 久雄君
大村 清一君 中垣 國男君
社会労働委員 加藤 謙五郎君
大橋 武夫君 千葉 三郎君
高橋 等君 中垣 國男君
渡海元三郎君 中垣 國男君
吉田 重延君 中垣 國男君
農林水産委員 本名 武君
足立 篤郎君 松野 頼三君
松浦 東介君 松野 頼三君

中村 英男君 矢尾喜三郎君
青木 正君 田中伊三次君
福井 順一君 松岡 松平君
運輸委員 栗山 博君
濱野 清三君 濱地 文平君
通信委員 中垣 國男君
浅香 忠雄君 北村 徳太郎君
予算委員 古井 喜實君 伊瀬幸太郎君
神田 大作君 下川 儀太郎君
決算委員 松岡 松平君 原 彰君
松野 頼三君 原 彰君
一、去る二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

田中 久雄君 高瀬 傳君
山本 勝市君 足立 篤郎君
濱野 清三君 加藤 精三君
片山 哲君 福井 順一君
横井 太郎君 大村 清一君
栗山 博君 薄田 美朝君
地方行政委員 福田 越夫君
松浦 東介君 加藤 謙五郎君
大橋 武夫君 渡海元三郎君
原 彰君 木崎 茂男君
青木 正君 下川 儀太郎君
法務委員 遠藤 三郎君
外務委員 遠藤 三郎君
大蔵委員 遠藤 三郎君
濱地 文平君 重政 誠之君
木崎 茂男君 薄田 美朝君
福田 越夫君 遠藤 三郎君
山本 勝市君 浅香 忠雄君
中垣 國男君 大村 清一君
田中 久雄君 北村 徳太郎君
社会労働委員 吉田 重延君
渡海元三郎君 吉田 重延君

中垣 國男君 仲川房次郎君
大橋 武夫君 高橋 等君
加藤 謙五郎君
農林水産委員 福井 順一君 田中伊三次君
青木 正君 松岡 松平君
神田 大作君 伊瀬幸太郎君
松浦 東介君 本名 武君
足立 篤郎君 松野 頼三君
運輸委員 栗山 博君 濱野 清三君
通信委員 北村 徳太郎君 浅香 忠雄君
濱地 文平君 中垣 國男君
予算委員 小倉 義昭君 矢尾喜三郎君
中村 英男君 成田 知巳君
決算委員 松野 頼三君 坂本 泰良君
松岡 松平君
一、去る二十日国土総合開発特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 志賀健次郎君(理事志賀健次郎君去る十六日委員辞任につきその補欠)
一、去る二十日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員
藤枝 泉介君
国土総合開発特別委員
植木庚子郎君 瀬戸山三男君
林 唯義君 渡邊 良夫君
池田 保雄君 松澤 雄藏君
大坪 保雄君 山本 正一君
山本 正一君 瀬戸山三男君
渡邊 良夫君
一、去る二十日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員
古川 丈吉君

国土総合開発特別委員
首藤 新八君 櫻内 義雄君
池田 清志君 松澤 雄藏君
大坪 保雄君 山本 正一君
林 唯義君 瀬戸山三男君
渡邊 良夫君
一、去る二十日内閣から提出した条約は次の通りである。
オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件
すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約(第四十五号)の批准について承認を求めるの件
有料職業紹介所に関する条約(千九百四十九年の改正条約(第九十六号)の批准について承認を求めるの件
一、去る二十日内閣から提出した議案は次の通りである。
運輸省設置法の一部を改正する法律案
気象業務法の一部を改正する法律案
一、去る二十日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
刑法等の一部を改正する法律案
一、去る二十日委員会に付託された条約は次の通りである。
オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)
すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約(第四十五号)の批准について承認を求めるの件(条約第一二二号)
以上三件 外務委員会 付託
一、去る二十日委員会に付託された議案は次の通りである。
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)
気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)
運輸委員会 付託
一、去る二十日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(野本吉吉君外二名提出、参法第四四号(予))
刑法等の一部を改正する法律案(高田なほ子君外七名提出、参法第三三三号(予))
法務委員会 付託
一、去る二十日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(原健三郎君外七名提出)
一、今二十日議員から提出した議案は次の通りである。
重光外務大臣不信任決議案(淺沼稻次郎君外五名提出)
一、今二十日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
重光外務大臣不信任決議案
淺沼稻次郎君外五名

三四四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

發行所 東京市都庁市会本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一、三三、三三、三三